



ガーナ投資ガイド

**DOING
BUSINESS
IN
GHANA**

ガーナ投資ガイド

ガーナ投資促進センター

2017年5月

注：

1. 本文書は国際協力機構 (JICA) の技術協力を得て、ガーナ投資促進センター (GIPC) が発行したものです。
2. 本文書中の情報については、本文書作成時点での最新の情報をできる限り確認し、出所を明記していますが、情報は変更される場合がありますので、最新の情報を確認することを推奨します。
3. 本文書中の情報については正確なものとなるよう細心の注意を払いましたが、ガーナ投資促進センターと国際協力機構は、本書中の記載事項の誤りにより、または本書の配布、内容、使用に伴い発生する偶発的な損失、損害、結果に対し、いかなる法的責任も負いません。

All rights are reserved to the Ghana Investment Promotion Centre. 本書には著作権で保護される内容が含まれます。

目次

第 I 章： ガーナに関する基礎知識	1
1. ガーナへようこそ	1
2. ガーナの魅力： Why Invest in Ghana?.....	1
3. ガーナ基本情報	5
4. 経済概要	7
(1) マクロ経済状況	7
(2) 投資動向	12
5. 主要産業の見通し	13
(1) 農業・農産加工セクター	13
(2) 情報通信技術（ICT）セクター	16
(3) 鉱業・鉱物加工セクター	18
(4) 観光セクター	20
第 II 章： 投資環境	23
1. 投資促進のための法的枠組み	23
(1) ガーナの投資関連法の概要	23
(2) ガーナ投資促進センター： GIPC	23
(3) GIPC 法における外国投資に関する重点	24
2. 投資の保護	24
(1) 憲法による保証	24
(2) 投資保護	25
(3) MIGA 加盟国	25
(4) 二国間投資協定と二重課税回避条約	25
3. 知的財産権の保護	25
4. 紛争解決	26
5. GIPC 法に基づく一般投資インセンティブ	26
第 III 章： フリーゾーン	29
1. ガーナフリーゾーン理事会（GFZB）	29
2. フリーゾーンに関するインセンティブ	29
3. GFZB により開発されたフリーゾーン	30
4. GFZB に登録した企業	31
5. 営業許可と登録の手続き	32
6. GFZB による営業許可及び管理	32
第 IV 章： 登記、営業許可、許可書	33
1. 会社の種類	33
2. ガーナにおける会社設立から投資までのプロセス	33
第 V 章： 税制	35
1. 法人税	35

(1) 税率	35
(2) 特別税率	35
2. 期間限定の法人税減免（タックス・ホリデー）	35
3. 地域税制優遇措置	36
4. 税額控除が認められる経費	36
5. 欠損金の繰越	37
6. 配当金	37
7. 個人（従業員）所得税	37
第 VI 章：輸出入手続き	39
1. 輸出入法	39
2. 貿易手続きに係るシングル・ウィンドウ及びオンライン手続き	39
3. 輸出	39
(1) 輸出許可書取得手続き	39
(2) 輸出許可書・証明書取得手続き	40
(3) ガーナが輸出を禁じている物品	41
(4) 輸出許可書が不要な物品	41
(5) 輸出に必要な書類と輸出手続きの流れ	41
4. 輸入	42
(1) 輸入に係る機関とサービス	42
(2) 特別許可書を必要とする規制品	42
(3) 輸入手続きに必要な書類	43
(4) 一般的な輸入通関手続きの流れ（全般的な流れ）	43
5. 地域・国際貿易協定及び優遇措置	44
(1) ECOWAS	44
(2) EU—アフリカ・カリブ・太平洋諸国経済連携協定	45
(3) WTO 協定	45
(4) アフリカ成長機会法（AGOA）	45
第 VII 章：労働力と入国管理	47
1. 査証に関する規則	47
2. 労働許可書要件	47
(1) 内務省—労働許可書	47
(2) 内務省による入国割当	48
(3) GIPC による労働・居住許可割当	49
(4) ガーナフリーゾーンライセンス保有者	49
3. 居住許可	49
4. 滞在延長手続き	49
5. 入国管理：期間	50
6. 労働条件	50
(1) 雇用者の権利と義務	50
(2) 労働者の権利と義務	50

(3) 雇用契約	51
(4) 雇用の制限的条件の禁止	51
(5) 雇用の終了	51
(6) 労働時間数と有給残業	51
7. 基本給、賃金、報酬	51
8. 国民年金制度	52
第 VIII 章： インフラストラクチャー	53
1. 土地	53
2. 道路	53
(1) 道路網	53
(2) 道路網の状態	54
(3) トランジット道路輸送	54
3. 鉄道	57
4. 海港	58
(1) テマ港	58
(2) タコラディ港	58
(3) 港湾政策	59
5. 空港	59
6. 石油製品	60
(1) 石油製品の生産	60
(2) 石油製品の輸出入量	61
(3) 石油製品の消費	62
7. 電力	63
(1) 全国電力系統の設備容量	63
(2) 生産量と消費量	64
(3) 電気料金	65
(4) 主な電力分野での開発計画	65
8. ガス	65
9. 水	66
(1) 上水道普及率と料金	66
(2) 上水道整備プロジェクト	67
(3) 都市給水セクターに関する投資要件	67
第 IX 章： 投資促進機関・組織	69
1. 関連する省、機関、その他の投資促進関連組織	69
2. 民間セクター団体、業界団体	70
付録： JICA による民間セクター連携事業	73

表一覧

表 I-1:ガーナの貿易収支	11
表 I-2:ガーナの主な輸出品	11
表 I-3:ガーナの生態域別主要生産物	15
表 I-4:農産加工の投資機会	15
表 I-5:ガーナの農業・農産加工セクターにおける投資優遇	16
表 I-6:ICT 部門開発プロジェクト	17
表 I-7:ガーナで採掘される鉱物のタイプ	18
表 I-8:鉱業セクターにおける投資機会	19
表 I-9:ガーナの鉱業セクターにおける投資優遇措置	19
表 I-10:観光セクターにおける投資機会	21
表 II-1:GIPC 法における外国投資に関する重点	24
表 II-2:GIPC 法における投資保護の要点	25
表 III-1:フリーゾーン企業に対する優遇	29
表 III-2:フリーゾーン、EPZ、テクノパーク一覧表	31
表 III-3:フリーゾーン投資家のライセンス料	32
表 IV-1:一部の部門別規制担当部署	34
表 V-1:法人税	35
表 V-2:非伝統的産品の輸出及び特定事業に対する特別税率	35
表 V-3:タックス・ホリデーの対象と優遇対象期間	36
表 V-4:製造業の地域税制優遇措置	36
表 V-5:農産加工業の地域税制優遇措置	36
表 V-6:個人所得税年額税率	37
表 V-7:個人所得月額税率	38
表 VI-1:輸出品とその輸出許可管轄機関	40
表 VI-2:輸出品とその輸出許可管轄機関	43
表 VI-3:ECOWAS CET システムに基づき輸入品にかかる関税率	44
表 VII-1:ガーナが発給する一般査証のタイプ	47
表 VII-2:外国人労働許可割当数	49
表 VII-3:種類の居住許可書の申請要件	49
表 VII-4:労働、居住許可発給に要する期間	50
表 VII-5:ガーナの平均賃金（2015 年）	52
表 VIII-1:原油生産量（2008～2015 年）	61

表 VIII-2:精製石油製品生産量（2006～2015 年）	61
表 VIII-3:原油輸出入量（2006～2013 年）	61
表 VIII-4:国産石油製品の輸出入量（2013～2015 年）	62
表 VIII-5:2017 年 3 月 16 日現在の石油価格指数.....	62
表 VIII-6:2016 年 7 月 1 日現在の世帯向け以外の電気料金.....	65
表 VIII-7:水道料金	67
表 VIII-8:都市上水道プロジェクト計画.....	68
表 IX-1:投資促進について責任を負う主な省、組織、機関	69
表 IX-2:民間セクター団体、業界団体	70

図一覧

図 I-1:アフリカにおけるガーナの位置	1
図 I-2:ガーナの産品と資源の分布	3
図 I-3:一人当たり GDP (2010~2015 年)	7
図 I-4:2010~2015 年の実質経済成長率	8
図 I-5:産業別 GDP 構成比	8
図 I-6:第一次産業サブセクター別対 GDP 構成比	9
図 I-7:第二次産業の GDP 構成比	9
図 I-8:サービスセクターの GDP 構成比	10
図 I-9:物品及びサービスの輸出額	10
図 I-10 物品及びサービスの輸入額	11
図 I-11:2000~2015 年のガーナの FDI 純流入額	12
図 I-12:対 GDP 総投資額比率の推移	12
図 I-13:産業別投資構成比	13
図 III-1:フリーゾーン所在地を示す地図	30
図 IV-1:ガーナにおける会社設立から投資までのプロセス	34
図 VI-1:輸出手続きの流れ	42
図 VI-2:輸入手続きの流れ	44
図 VIII-1:道路状態構成比の推移 (2010~2014 年)	54
図 VIII-2:アフリカ横断道路の地図	55
図 VIII-3:起点国・終点国別のテーマ通過量	56
図 VIII-4:起点国・終点国別のタコラディ通過量	56
図 VIII-5:ECOWAS 内の在来・計画中の鉄道路線	58
図 VIII-6:KIA の旅客処理人数 (2010~2014 年)	60
図 VIII-7:石油消費量 (2010~2015 年)	62
図 VIII-8:発電所別の発電量	63
図 VIII-9:2015 年 12 月現在稼働可能な系統水力発電設備容量	64
図 VIII-10:発電量と消費量	64
図 VIII-11:国内ガス一日需給量	66

略語一覧

略語	和名 英語名
ACP	アフリカ・カリブ・太平洋 African, Caribbean and Pacific
AGOA	アフリカ成長機会法 African Growth and Opportunity Act
ARIPO	アフリカ広域知的財産機関 African Regional Industrial Property Organization
BIT	二国間投資協定 Bilateral Investment Treaty
B/L	船荷証券 Bill of Lading
BPO	業務プロセスアウトソーシング Business Processing Outsourcing
CET	対外共通関税 Common External Tariff
COCOBOD	ガーナカカオ委員会 Ghana Cocoa Board
CRIG	ガーナカカオ研究所 Cocoa Research Institute of Ghana
DTA	二重課税回避条約 Double Taxation Agreement
DTRD	内国税部 Domestic Tax Revenue Division
DRC	乾燥ゴム分 Dry Rubber Content
ECOWAS	西アフリカ諸国経済共同体 Economic Community of West African States
ETLS	ECOWAS 自由貿易スキーム ECOWAS Trade Liberalisation Scheme
EPA	経済連携協定 Economic Partnership Agreement
EPA	環境保護庁 Environmental Protection Agency
FAO	国連食糧農業機関 Food and Agriculture Organization
FCVR	最終品目分類・評価書 Final Classification and Valuation Report
FDA	食品医薬品庁 Food and Drugs Authority
FDI	外国直接投資 Foreign Direct Investment
FTA	自由貿易協定 Free Trade Agreement
GDP	国内総生産 Gross Domestic Product
GEPA	ガーナ輸出促進庁 Ghana Export Promotion Authority
GFZB	ガーナフリーゾーン理事会 Ghana Free Zones Board
GICCS	ガーナ貨物通関統合システム Ghana Integrated Cargo Clearance System

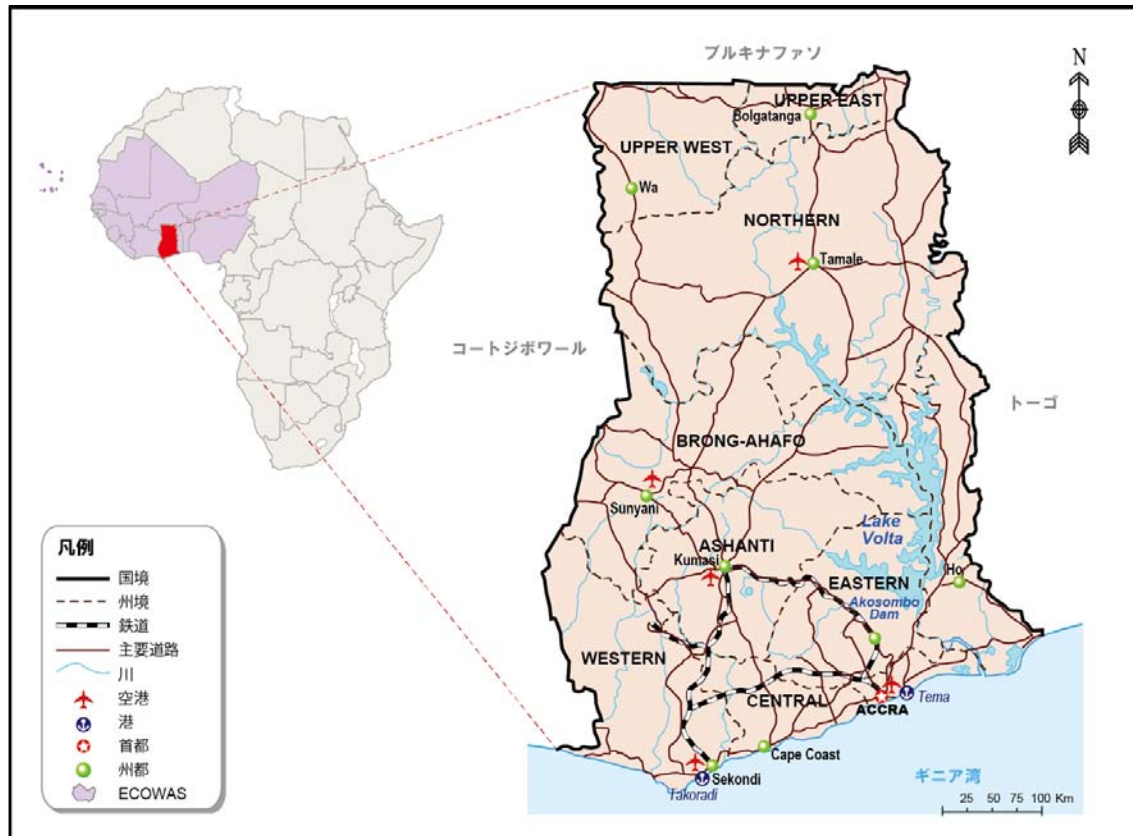
略語	和名	英語名
GIPC	ガーナ投資促進センター	Ghana Investment Promotion Centre
GMT	グリニッジ標準時	Greenwich Mean Time
GRA	ガーナ歳入庁	Ghana Revenue Authority
GSP	一般特惠関税制度	Generalized System of Preferences
GWCL	ガーナ水道公社	Ghana Water Company Limited
ICT	情報通信技術	Information Communication Technology
IDF	輸入申告書	Import Declaration Form
ILO	国際労働機関	International Labour Organization
IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
JICA	国際協力機構	Japan International Cooperation Agency
KIA	コトカ国際空港	Kotoka International Airport
LNG	液化天然ガス	Liquefied Natural Gas
MFN	最恵国待遇	Most Favoured Nation
MIGA	多数国間投資保証機関	Multilateral International Guarantee Agency
MOU	覚書	Memorandum of Understanding
OPRI	オイルパーム研究所	Oil Palm Research Institute
PAYE	源泉課税	Pay as You Earn
PURC	公益事業規制委員会	Public Utilities Regulatory Commission
RGD	登記局	Registrar General's Department
SAD	単一行政書類	Single Administrative Document
SSNIT	社会保障・全国保険信託	Social Security and National Insurance Trust
TIN	納税者番号	Tax Identification Number
TOR	テマ製油所	Tema Oil Refinery
UNCITRAL	国連国際商取引法委員会	United Nations Commission on International Trade Law
UNCTAD	国連貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
UNESCO	国連教育科学文化機関	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

略語	和名	英語名
VALCO	ボルタアルミ会社	Volta Aluminium Company Limited
VAT	付加価値税	Value Added Tax
VSAT	超小型地球局	Very Small Aperture Terminal
WAGP	西アフリカガスパイプライン	West African Gas Pipeline
WIPO	世界知的所有権機関	World Intellectual Property Organization
WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

第 I 章： ガーナに関する基礎知識

1. ガーナへようこそ

ガーナは、西アフリカの大西洋、ギニア湾岸に位置し、海岸線は全長 540 km である。東はトーゴ、西はコートジボワール、北はブルキナファソと国境を接する。国土面積は 238,540 km²、経済規模は西アフリカ地域で第 2 位である。



出所：JICA プロジェクトチーム

図 I-1: アフリカにおけるガーナの位置

2. ガーナの魅力： Why Invest in Ghana?

ガーナには新規市場開拓に向けて、大きな潜在性とビジネスチャンスがある。豊富な天然資源、急速に拡大する経済、中間層の成長という恵まれた条件に加え、温和で友好的な国民性でも知られる。

また、ガーナは西アフリカで政治的に最も安定した国でもあり、良好なガバナンスを維持している行政機関、比較的整備されたインフラストラクチャーと市場環境を持つ。外国直接投資（FDI）の純流入額は、2003 年の 136.75 百万米ドルから 2014 年の 3,363.39 百万米ドルに急増した（約 24.6 倍）¹。これらの有利な要因により、多くの外資系企業が西アフリカでの事業活動のゲートウェイとして、ガーナへの進出を計画している。

¹ United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD) (2016). World Investment Report (WIR).

確立した民主的体制による安定した政治環境

1992 年以來、ガーナでは 4 年ごとに大きな混乱なく選挙が実施され、政権交代が円滑に行われてきた。機能している立法府、独立した司法、多様なメディアの共存により、安定した複数政党制による立憲民主主義国家としてガーナは信頼されている。米国の NGO であるフリーダム・ハウスは各国をガバナンスの観点から「自由」、「部分的に自由」、「自由ではない」という 3 種類のカテゴリーに分類しているが、ガーナ、及びガーナにおける報道はどちらも 20 年以上にわたり、「自由」に格付けされてきた。2016 年には、サハラ以南のアフリカ 50 カ国中 12% が「自由」に格付けされたが、報道が「自由」に格付けされた国は 1% にとどまる²。

良好なビジネス環境を目指す新たな政治的機運

2017 年 1 月 7 日に就任したナナ・アド・ダクワ・アクフォ＝アド大統領の新政権は、民間セクターのエンパワーメントを通じた新たな成長と雇用の創出を目指している。このため、農業生産性の改善、輸出の多様化、高付加価値を創出する産業部門の構築に取り組むとしている。

ガーナ政府は国内外の民間投資家と連携し、特に石油化学、製薬、鉄鋼、セメント、アルミニウム、製塩、自動車組立、重機、一般機械、及びその部品製造、農産加工、繊維・縫製、電気製品組立の分野で、経済成長の柱になる大規模な戦略的基幹産業の開発を進めようとしている。

今後 4 年間に国家経済変革は以下の戦略に沿って進められる。

- 積極的な工業化と付加価値の創出
- 輸出促進。特に付加価値の高い農作物と軽工業品の輸出促進
- 農産加工、軽工業、製薬、石油化学、繊維・縫製などの製造業に対する税制、及び非税制優遇措置
- 信頼性と費用対効果が高い産業向けのエネルギー供給
- 金利の低減、ビジネス・コストの低減、及び通貨安定に向けた政策
- 医療サービスへの民間参入を促す優遇措置
- サービス産業、クリエイティブ産業向け優遇措置
- 技能訓練と研修制度への投資

豊富な天然資源

豊富な天然資源はガーナが持つ大きな比較優位要素である。カカオ、金、石油が主要輸出品であるが、その他、ボーキサイト、マンガン、ダイヤモンド、鉄鉱石、銅、原油、木材、大理石、粘土、粘土鉱物（カオリン）、塩などの幅広い天然資源が賦存する。ガーナは国際市場においてアフリカ第 2 の規模の金産出国である³。1983 年以來、政府が整備してきた投資環境が、過去 30 年間のガーナでの鉱業開発に寄与した。1983 から 2003 年に鉱業に投じられた 137 億米ドルの投資により、鉱物資源の生産量

² World Economic Forum (2016).The Global Competitiveness Report 2016-2017.

³ Gold Mining in Africa:An overview, www.mbandi.com/indy/ming/gold/af/p0005.htm

が増加した。2013年現在、鉱業部門貿易収入の86.6%を金が占め、輸出額は42億米ドルとなっている。これに対して石油は32億米ドル、カカオは13億米ドルである⁴。

ガーナには熱帯林、大西洋岸のサバンナから乾燥サバンナまでの多様な生態域があり、幅広い種類の商品作物の生産が可能である。カカオ、豆類、オイルパーム、綿花、ココナッツ、タバコ、カシュー、サトウキビ、パイナップル、トマト、バナナ、柑橘類、様々な熱帯果実、トウモロコシ、米、キビ、ソルガム、キャッサバ、ヤムイモ、ココヤム、プランタイン（料理用バナナ）、ピーナッツ、ササゲ、大豆、コショウ、ショウガなどが生産されている。



出所：JICA プロジェクトチーム

図 I-2:ガーナの産品と資源の分布

3 億人規模の ECOWAS 市場へのアクセス

ガーナは西アフリカの中央部という戦略的な地理的位置を占めていて、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）における ECOWAS 自由貿易スキーム（ETLS）などの西アフリ

⁴ Ministry of Finance (2015). Ghana Budget Statement 2015.

カ市場における特惠待遇を利用できる。ECOWAS は総人口 3 億人の地域市場である。国際幹線道路網により西、北、東の隣国と結ばれている。

- アフリカ横断道路網の一部である西アフリカ横断沿岸高速道路は、国道 1 号線 (N1) としてガーナを横断し、ガーナをアビジャン (コートジボワール)、ロメ (トーゴ) と結び、ベナンを通過してナイジェリアと結ぶ。この道路はいずれ更に西の ECOWAS 加盟国 7 カ国を結ぶ予定である。
- 国道 2 号線 (N2) はグレーター・アクラ州のテマ (Tema) とアッパー・イースト州のクルンググ (Kulungugu) を結ぶ。
- 国道 10 号線 (N10) はセントラル州のヤモランサ (Yamoransa) とアッパー・イースト州のパガ (Paga) を結ぶ。
- 国道 12 号線 (N12) はウェスタン州のエルボ (Elubo) とアッパー・ウエスト州のハミレ (Hamile) を結ぶ。
- すべての道路がガーナと陸封国であるブルキナファソを結び、そこでアフリカ横断道路網の一部であるサヘル横断道路とリンクする。

欧州、アジア、北米との海路・空路のコネクション

アクラのコトカ国際空港 (Kotoka International Airport: KIA) には約 35 の航空会社が乗り入れ、国際線と国内線の旅客便と貨物便で欧州、アジア、北米、アフリカ諸国の主要都市を結んでいる。さらに、南部のタコラディ (Takoradi) とテマには港湾があり、欧州、アジア、北米との間を定期貨物船が運行している。2 港の中ではテマの方が大きく、アフリカ最大の人造港である。ガーナの貨物を取り扱う以外に、貨物運輸の合流点として、ここで貨物の積み替えが行われ、ガーナ北部を通過して内陸国であるブルキナファソ、マリ、ニジェールに運ばれる。

インフラストラクチャー整備の進捗

ガーナにはアクラに大規模な国際空港 (KIA) があり、その他地方空港がクマシ (Kumasi)、タマレ (Tamale)、スニヤニ (Sunyani)、セコンディ・タコラディ (Secondi-Takoradi) にある。クマシとタマレの空港は最近改修されて国際便の発着が可能になった。

ガーナの幹線道路の舗装率は 5 割弱 (42.7%) となっていて、残りは未舗装または生活道路となっている⁵。

2015 年の全国電力供給量は設備容量 3,656 MW で、2014 年の 2,831 MW から増加した。2015 年の発電量は合計 11,492 GWh、2014 年は 12,963 GWh であった。2015 年に利用者が支払った平均電気料金は 1KWh 当たり 0.147 米ドルであった⁶。

⁵ Joseph Ignatius Teye Buertey and Stephen Kofi Asare (2014). Road Infrastructural Delivery in Ghana: Trends and Projections, International Journal of Engineering and Technical Research, Volume-2, Issue-11, November 2014; Ministry of Roads and Highways (2011). Statistical and Analytical Report, Transport Indicator Database, March.

⁶ Energy Commission (2016). Report.

投資家保護

ガーナは安定した市場経済であり、地域内の他国と比べ、貿易投資に対する政治的障壁が少ない。数十年来継続して、100%外資の会社設立、税引き後利益・配当金の100%本国送金が可能など、外国投資家に対してきわめて有利な条件を提供し続けてきた。1992年に改正された憲法は投資家の所有権保護を保証している。また、多数国間投資保証機関(MIGA)への加盟と二国間投資協定(BIT)及び二重課税回避条約(DTA)を通じて、投資家の権利が保障されている。

比較的良好な治安状況

現地の企業家や海外の投資家が窃盗などの犯罪を心配することはそれほどない。世界経済フォーラムが発表する国際競争力報告書の2016-17年版では、ビジネス課題として挙げられた分野中、犯罪・窃盗は20ポイント中1.9と低い⁷。シドニー、ニューヨーク、メキシコに拠点を置く国際シンクタンクである Institute of Economics and Peace は世界各国の治安、テロ等のリスク、治安を保持するための警察等の体制など複数の指標を組み合わせた複合指数、Global Peace Index を発表しているが、ガーナは2016年版では対象163カ国中44位で、平和度の「高い」国に位置づけられた⁸。但し、犯罪を避けるための常識的な用心は必要である。

競争力のある労働賃金

政府、労働組合員を代表するガーナ労働組合会議、雇用者を代表するガーナ雇用者協会の三者による交渉を通じ、毎年、全国最低賃金が決定される。最低賃金(日額)は、2015年7.0セディ、2016年が8.0セディであり、2017年1月に発表された額は前年比10%上昇した8.80セディ(2.2米ドル相当)であった。2010年から2017年の最低賃金の年平均上昇率は16.05%であるが、依然比較競争力のあるレベルを維持している⁹。

3. ガーナ基本情報

国名	ガーナ共和国
大統領	ナナ・アド・ダクワ・アクフォ＝アド (H.E. Nana Addo Dankwa Akuffo-Addo) (2017年1月7日から任期4年)
首都	アクラ (Accra)
国土面積	238,535 km ² (日本の約3分の2)
人口	2010年の統計値：約2,460万人 2016年予測値：約2,830万人
人口増加率	年率2.5% (2000年～2010年の平均)
公用語	英語
通貨	ガーナセディ (GH¢) (GHS)

⁷ World Economic Forum (2016). "Global Competitiveness Report 2016-2017", http://www3.weforum.org/docs/GCR2016-2017/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2016-2017_FINAL.pdf

⁸ http://visionofhumanity.org/app/uploads/2017/02/GPI-2016-Report_2.pdf

⁹ www.ghana.gov.gh

グリニッジ標準時 (GMT)	GMT (UTC+0) * 英国と同じ時間帯 (日本との時差は-9 時間)
宗教	キリスト教 (82.0%)、イスラム教 (9.4%)、無宗教 (6.7%)、伝統宗教 (0.8%)、他の宗教 (1.0%)
民族	アカン (47.3%)、モレ・ダグバニ (16.6%)、エウエ (13.9%)、ガ・ダンメ (7.4%)、グルマ (5.7%)、グアン (3.7%)、その他
気候	全国的に熱帯気候。南部と東部は大西洋岸熱帯雨林気候、首都アクラは乾燥赤道気候である。中西部高地周辺の第2の都市クマシは湿潤半赤道気候、北部は熱帯大陸サバナ気候である。 地域差はあるが、気温は年間を通じて通常 21℃から 32℃の間である。南部沿岸地域の年平均気温は 26℃、北部サバナ地域では 29℃である。 雨季と乾季の2つの季節がある。雨季は3月から10月、乾季は11月から2月である。年平均降水量は 1,187 mm。(日本: 1,718 mm) * 日本の国土交通省水管理・国土保全局水資源部の文書による日本の降水量 (1971~2000年の平均値)
天然資源	金、ダイヤモンド、ボーキサイト、マンガン、鉄鉱石、銅、原油、木材、大理石、粘土、粘土鉱物 (カオリン)、塩など
農地	国土面積の 69%
耕作に適した土地	農地面積の 21%
主要作物	食用作物: トウモロコシ、米、キビ、ソルガム、キャッサバ、ヤムイモ、ココヤム、プランテン、ピーナッツ、ササゲ、大豆など 主要換金作物: カカオ、豆類、オイルパーム、綿花、ココナッツ、タバコ、カシュー、サトウキビ、パイナップル、トマト、バナナ、柑橘類、様々な熱帯果実と野菜
国土概要	ボルタ流域低地が中央部から南東方向に広がり、国土の半分以上を占める。南のトーゴ国境に位置し、アクワピム・トーゴ山脈 (Akwapim-Togo Ranges) の一部を成すアフアジャト山 (Mt. Afadjato、標高 885m) がガーナの最高峰である。 沿岸平原は海岸線から約 100 km内陸まで広がり、西部は森林台地、東部はボルタ川流域 (River Volta Basin) の平地である。 中西部のアシャンティ高地 (Ashanti highlands) は第2の都市クマシの周辺から北西のコートジボワール国境まで広がり、最北端にはサバナ平原と乾燥地域が広がる。 国の中央から南東部にかけての地域はボルタ湖 (Volta Lake、面積 8,400 km ²) が占める。ここをせき止めたアコソンボダム (Akosombo Dam) が 1966 年に完成した (世界最大級の人造湖)。
河川と水資源	国土は3つの河川流域に分割される: 中央から南東部に流れるガーナ最大の河川であるボルタ流域が国土の 70%を占める。オティ川 (Oti)、ダカ川 (Daka)、ホワイト・ボルタ川 (White Volta)、ブラック・ボルタ川 (Black Volta) など、多数の支流がある。全長約 1600 km、流域面積は約 40 万km ² 。ボルタ川はガーナ南東部からギニア湾に注ぐ。 南西部からはビア川 (Bia)、タノ川 (Tano)、アンコブラ川 (Ankobra)、プラ川 (Pra) が流れ、西部森林台地からギニア湾に注ぐ。この流域は国土の 22%を占める。 オチ・ナクワ川 (Ochi-Nakwa)、オチ・アミッサー川 (Ochi-Amisshah)、アエンス川 (Ayensu)、デンス川 (Densu) などの短い川が、南部沿岸地域を流れる。この流域は国土の 8%を占める。 豊富な河川と水資源は、将来の農地灌漑に有利である。

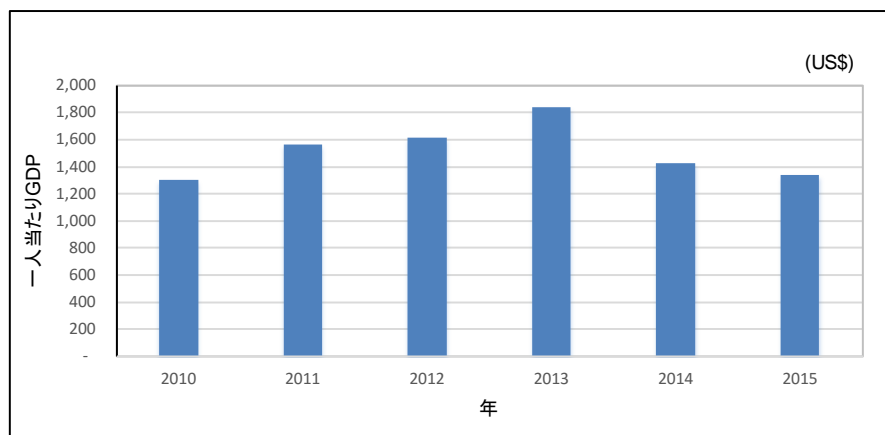
出所: Food and Agriculture Organization (FAO) Aquastat Survey (2005).Ghana, http://www.fao.org/nr/water/aquastat/countries_regions/gha/GHA-CP_eng.pdf; GIPC (2015).Investing in Ghana's cash crops, <http://gipcghana.com/17-investment-projects/agriculture-and-agribusiness/cash-crops/287-investing-in-ghana-s-cash-crops.html>; Country information of Japan Ghana Embassy; Ghana Statistical Service (2013).Population and Housing Census 2010, http://www.statsghana.gov.gh/docfiles/2010phc/National_Analytical_Report.pdf.

4. 経済概要

(1) マクロ経済状況

ガーナは西アフリカ地域で第 2 位、サブサハラ・アフリカで第 6 位の経済規模を維持し、国内総生産（Gross Domestic Product: GDP）は 2012 年 419.3 億米ドル、2013 年 478.6 億米ドル、2014 年 386.1 億米ドル、2015 年 375.4 億米ドルとなっている。

ガーナは過去 20 年間に急成長し、国際金融市場でアフリカ大陸のサクセスストーリーとして注目された。2002 年から 2011 年まで、国際商品価格の高騰、安定したマクロ経済により実現した貿易黒字、構造改革により、ガーナは GDP 年平均約 6.8% の成長率を維持した。この経済成長は 2011 年の石油生産開始でピークに達し、成長率 14.4% を記録した。2010 年に行った国民経済計算の計算方式の変更により、ガーナは中所得国の仲間入りを果たした。2010 年の一人当たり GDP は 1,305 米ドルで、低中所得国（Lower Middle Income Economy）入りした。その後、2013 年に 1,841 米ドルに上昇した後、2015 年に 1,339 米ドルに収束している¹⁰。



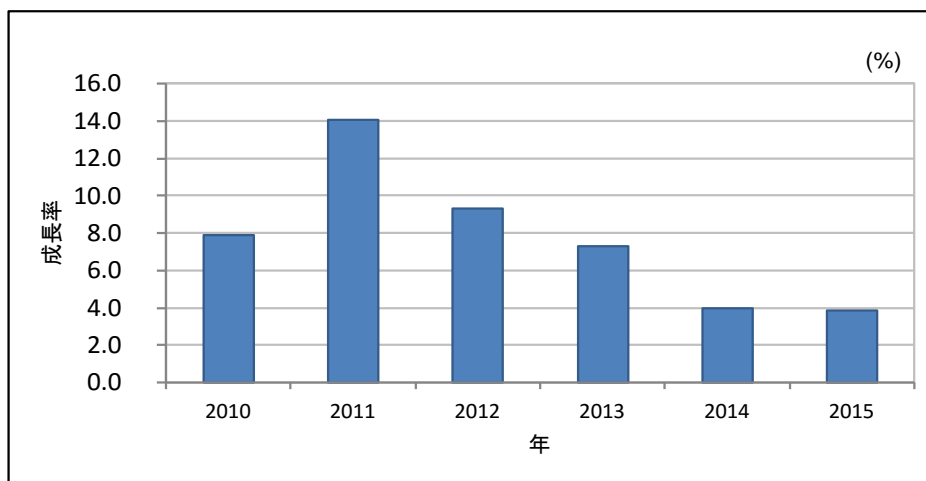
出所：Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

図 I-3:一人当たり GDP (2010～2015 年)

経済成長率は 2010 年 7.9%、2011 年 14.0%、2012 年 9.3%、2013 年 7.3% である¹¹。マクロ経済の不均衡により、経済成長は 2012 年に鈍化し、2015 年には GDP 成長率 3.5% まで落ち込んだ。主な課題は、外貨建て債務に頼っていた財政不均衡、公共部門への賃金の支払い、エネルギー補助金、選挙関連支出であった。国際通貨基金（IMF）のプログラムに基づく財政再建により、2015 年には対 GDP の財政赤字比率が一桁に戻り、今後さらに赤字幅を縮小していくものと予想される。燃料供給不足、不十分な発電容量、電力設備管理の不備による電力危機などの他の国内における課題については、民間部門の参入を拡大して取り組みが進められている。天然ガス資源と独立系発電事業者の増加により、ガーナのエネルギーミックスが強化されてきている。

¹⁰ Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

¹¹ World Bank (2016). World Development Indicators.

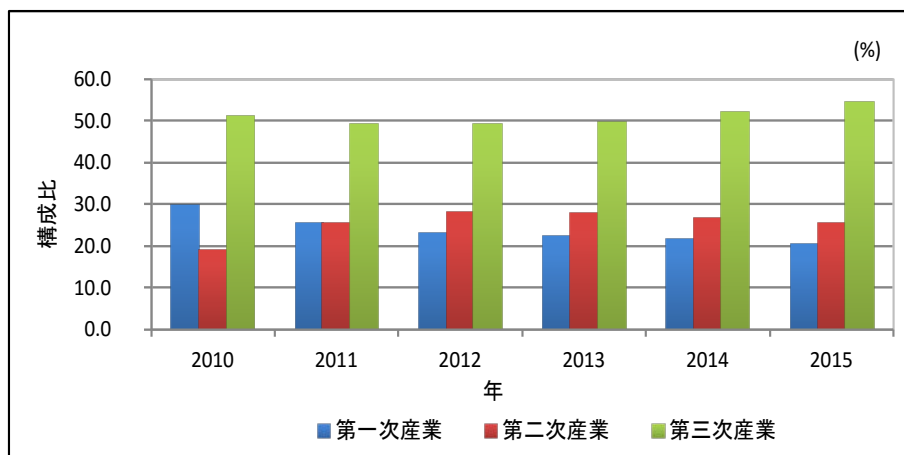


出所：Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

図 I-4:2010～2015 年の実質経済成長率

i) GDP の産業別構成

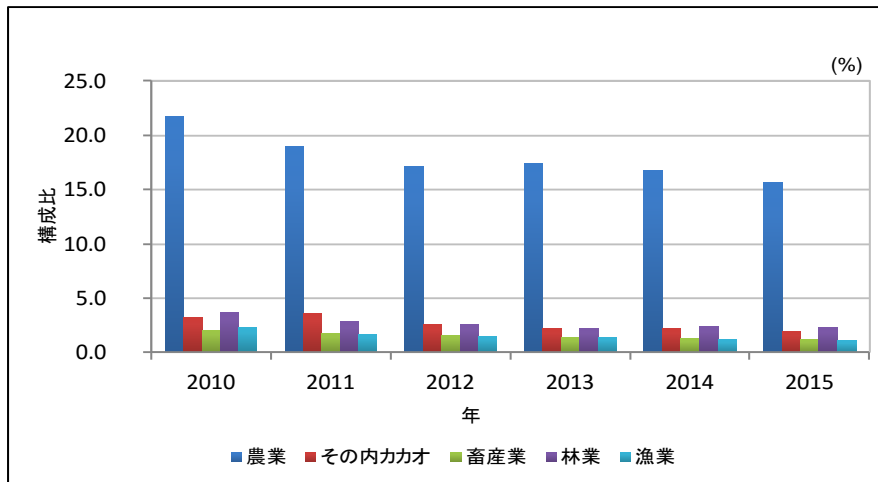
年間 GDP を構成する主な産業の構成比は、2015 年の年間 GDP で第三次産業（サービス業）が最高（54.4%）、次いで第二次産業（工業、25.3%）、第一次産業（農林水産業、20.3%）である。



出所：Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

図 I-5:産業別 GDP 構成比

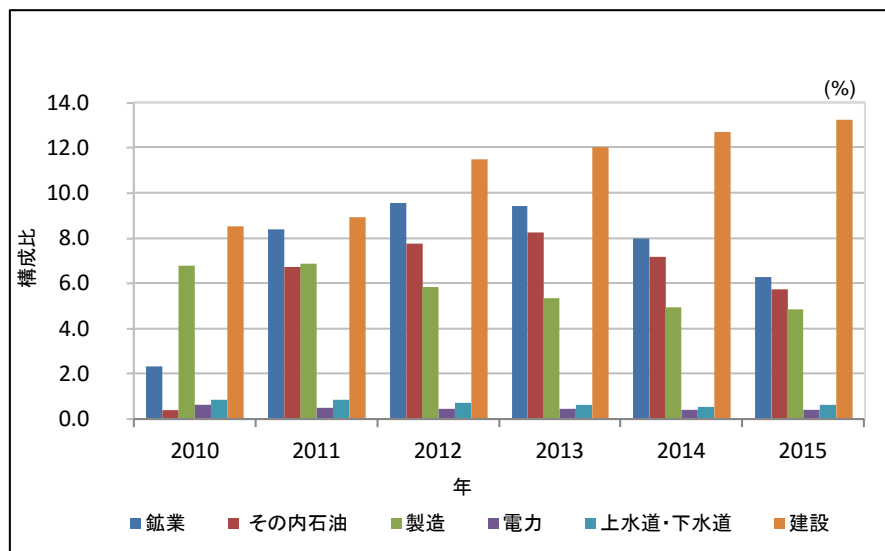
農林水産部門が占める比率は 2010 年から 2015 年の間に 29.8%から 2015 年には 20.3%に低下した。一方、第一次産業の各セクターでは、畜産業で 2.7%、農業 3.0%、漁業 8.9%、林業 0.8%生産額が拡大したものの、GDP 構成比は徐々に縮小している。



出所：Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

図 I-6:第一次産業サブセクター別対 GDP 構成比

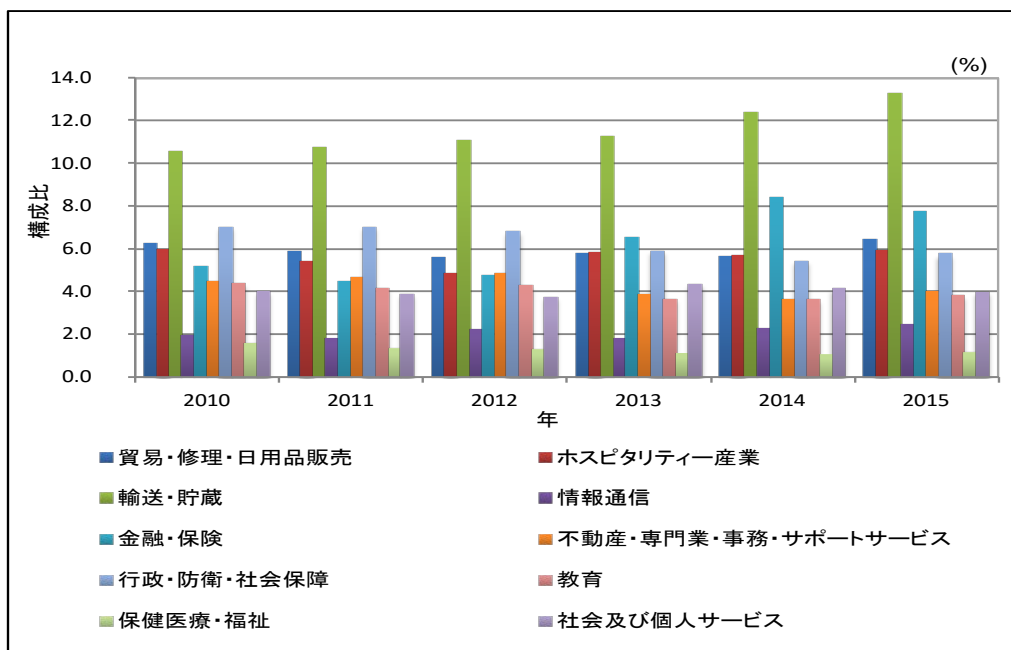
第二次産業（工業セクター）では、2010 年以來、建設業が最大の割合を占め、2010 年の 8.5%から 2015 年には 13.2%に上昇した。鉱業と石油・ガスセクターを合計した構成比は 2015 年に 12.0%で、それまでの数年間と比較して低下した。製造業は工業化と雇用拡大に関する政府の開発アジェンダにおける最優先事項であるが、2010 年の 6.8%から 2015 年の 4.8%に低下した。政府は製造業セクターを経済成長と雇用拡大に寄与する主要セクターの 1 つにしていくことを公約に掲げている。



出所：Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

図 I-7:第二次産業の GDP 構成比

サービスセクターは 2010 年に GDP の 51.1%を占め、3 年後に 49%に低下した後、2015 年に 54.4%に上昇した。運輸・貯蔵がサービス部門に占める比率は 2010 年の 10.6%から上昇し、2015 年に最高の 13.3%に達した。行政・防衛・社会保障の構成比は 7.0%であったが、2015 年には 5.7%に低下した。



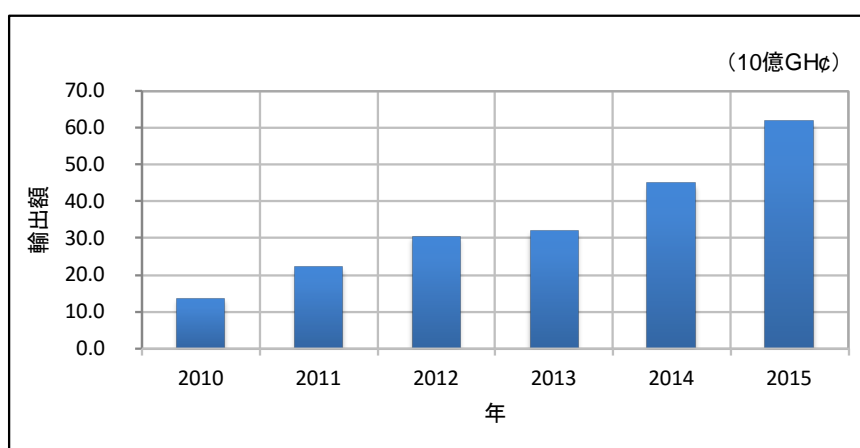
出所：Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

図 I-8: サービスセクターの GDP 構成比

ii) 輸出入

カカオ、金、石油がガーナの主要輸出品である。このほか、農産品、鉱物（ダイヤモンド、ボーキサイト、マンガン）、化学品、木材及び木材加工品などがある。

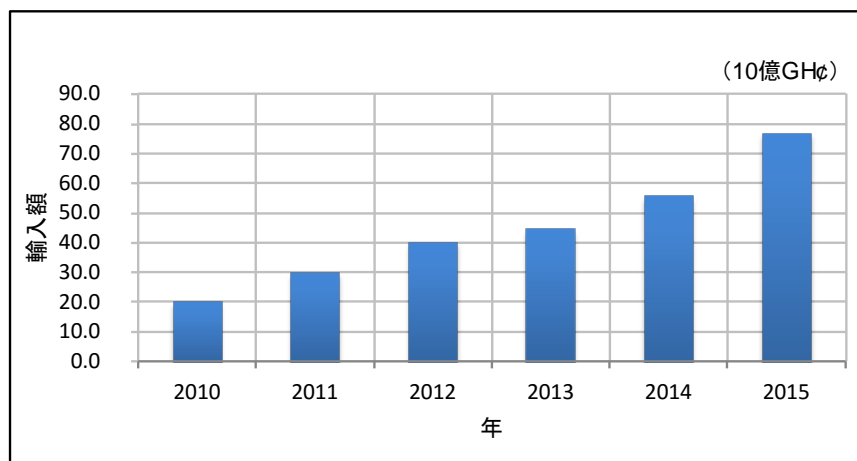
2010年に物品、及びサービスの輸出額は136億セディであった。その後一貫して上昇し、2013年に319億セディ、2015年にはほぼ倍の617億セディに達した。2010年に財・サービスの輸入額は199億セディであったが、2013年に443億セディ、2015年に766億セディに達した¹²。



出所：Bank of Ghana (2015).Annual Report 2015; Bank of Ghana (2016).Statistical Bulletin - October 2016.

図 I-9: 物品及びサービスの輸出額

¹² Bank of Ghana (2015).Annual Report 2015; Bank of Ghana (2016).Statistical Bulletin - October 2016.



出所：Bank of Ghana (2015), Annual Report 2015; Bank of Ghana (2016).Statistical Bulletin - October 2016.

図 I-10 物品及びサービスの輸入額

ガーナは輸入超過で、貿易赤字額は 2010 年の 63.5 億セディから 2015 年に 150 億セディに上昇した¹³。

表 I-1:ガーナの貿易収支

単位：百万 GH¢

経済指標	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
財・サービスの輸出	6,859.00	7,655.00	27,428.65	28,305.98	24,863.98	39,154.20	45,476.26
財・サービスの輸入	9,088.00	12,287.00	19,064.83	24,420.90	25,777.32	39,458.71	46,830.10
貿易収支 (輸出額－輸入額)	-2,229.00	-4,632.10	8,363.80	3,885.10	-913.3.00	-304.50	-1353.80

出所：Ghana Statistical Service (2014, 2006). Digest of International Merchandise Trade Statistics 2014 and 2016 Edition.

表 I-2:ガーナの主な輸出品

単位：百万 GH¢

鉱業	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
金 (金地金)	63.6	3,341.1	5,111.7	8,947.7	8,155.8	12,416.8	14,605.0
金 (未加工、プラチナめっきした金を含む)、貨幣以外	178.5	539.4	1,395.2	2,338.3	2,106.8	416.9	1,183.6
ダイヤモンド (注：単位百万 US\$)	N/A	0.0	16.0	3.0	N/A	-	-
ボーキサイト鉱石	14.3	19.2	15.0	58.1	71.0	106.4	147.7
マンガン鉱石及び濃縮物 (注：単位百万 US\$)	N/A	77.0	107.0	105.0	N/A	274.7	280.4
アルミニウム (未加工、合金ではない)	0.5	0.2	86.3	117.4	104.8	131.8	170.2
農業	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
カカオ豆 (高品質生豆)	1,529.0	1,211.1	3,127.7	3,530.4	2,694.3	5,787.4	10,146.6
カシューナッツ (殻入り)	23.7	19.1	709.4	273.0	454.0	293.9	1,069.1
カカオ製品	N/A	986.6	1,324.8	1,320.4	1,149.3	1,897.1	-

出所：Ghana Statistical Service (2014, 2016). Digest of International Merchandise Trade Statistics 2014 and 2016 Editions.

カカオと金の輸出額はガーナの商品貿易の大きな部分を占める。この 2 品目の輸出額は、セディーベースでは 2014 年と 2015 年に増加したが、国際市場での商品価格の低下

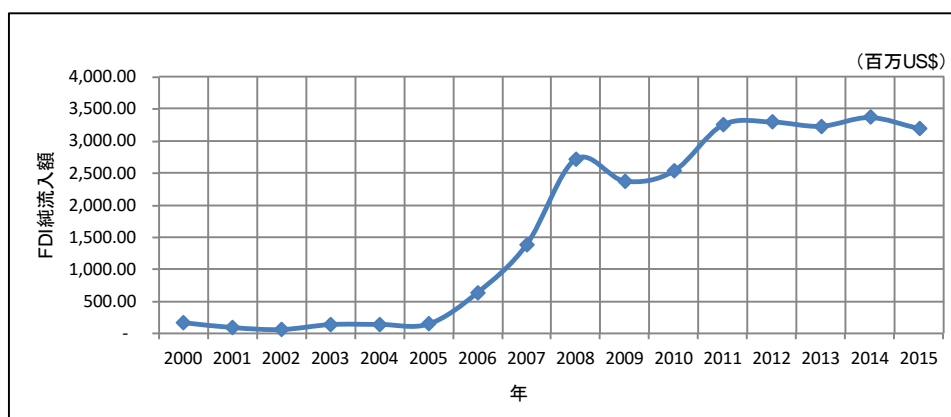
¹³ 前掲書。

に対して、米ドルに対するセディの急激な下落（2014年に31.3%、2015年に15.7%の下落）のためであり、米ドルベースのカカオ輸出総額は2014年の2,079.70百万米ドルから2015年には1,970.93百万米ドルへと減少している¹⁴。

(2) 投資動向

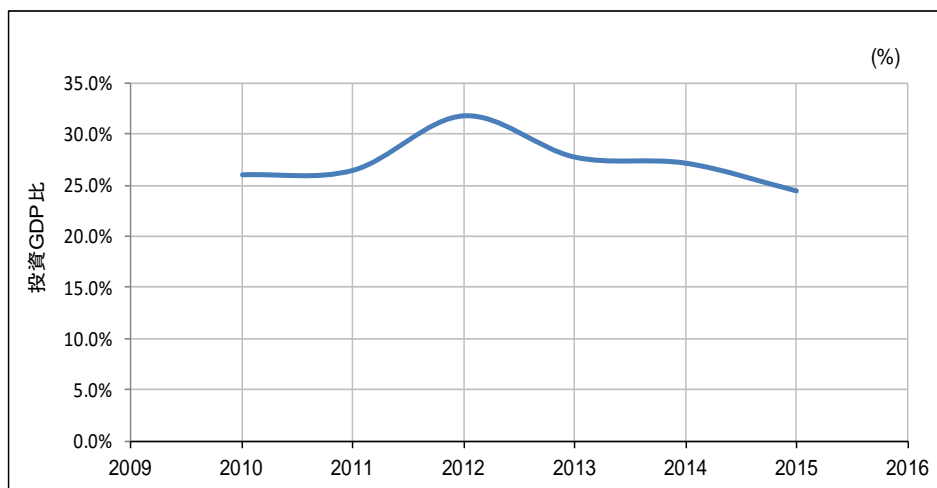
投資はGDPの4分の1以上を占め、ガーナへのFDI純流入額は過去10年間上昇し続けてきた。FDIは2003年の136.75百万米ドルから2014年の3,363.39百万米ドルに上昇し、2015年は3,192.32百万米ドルであった¹⁵。

ガーナ政府は、実質経済成長を持続させるために、総投資流入額の大幅な増加が必要であると認識している。



出所：World Bank (2016). World Development Indicators.

図 I-11:2000～2015年のガーナのFDI純流入額



出所：World Bank (2016). World Development Indicators; Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

図 I-12:対GDP総投資額比率の推移

¹⁴ Bank of Ghana (2015). Statistical Bulletin, December.

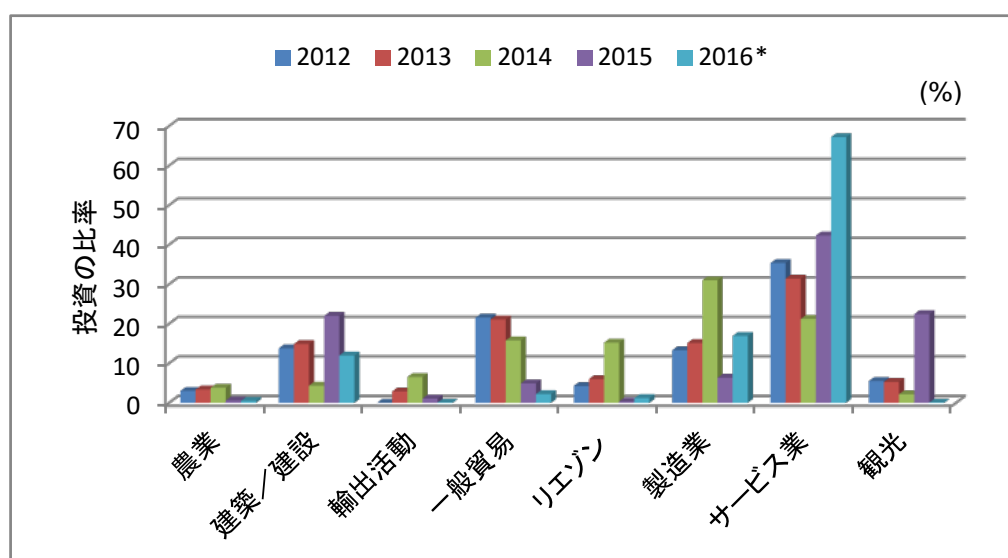
¹⁵ UNCTAD (2016). World Investment Report; World Bank (2016). World Development Indicators.

i) 産業別投資額

ガーナ投資促進センター（GIPC）が管轄する認可ベースの産業別投資額では、サービス部門は、2012年には9.5%、2013年は総投資額の24.8%という低い構成比に留まっていたが、2014年には48.3%を占め、最大のシェアを占めた¹⁶。

建設は2012年に最高比率である48.0%、2013年に39.8%のシェアを占めたが、2014年には0.6%に低下した。これは、近年の公共投資削減の影響を受けた結果である。

製造業部門は2012年に構成比が12.3%に減少した後、2013年の35.5%から2014年には38.9%となり、サービス業に次いで第2位であった。このほか、輸出活動、一般貿易、自動車整備、日用雑貨への投資は1.5%から1.7%の構成比となっている¹⁷。



注：農業は漁業と畜産を含むが、農産加工は含まない。農産加工は製造に含まれる。「リエゾン」は、商業活動は行わず、利益を上げない連絡事務所を意味する。

注：2016年については第3四半期までのデータ。

出所：GIPC

図 I-13:産業別投資構成比

5. 主要産業の見通し

(1) 農業・農産加工セクター

i) セクターの概要

ガーナは比較的安価な加工用生鮮農産物が生産可能である。ガーナ政府はガーナを西アフリカの主要な農業関連産業のハブにすることを目指している。農業生産性の向上と投資拡大のために数件のプログラムが実施されており、アグリビジネスは、実施期間の最初の5~10年間免税措置を受けることができる。

このセクターの主な強みは以下の通り。

¹⁶ GIPC

¹⁷ 前掲書。

- 多様な農業生態域が国内にあるため、多様な作物の生産が可能で、農業多角化が容易
- 灌漑に利用できる十分な水量を供給できる河川が存在する
- イモ等根菜生産には優位性があり、食料安全保障強化や農産物貿易拡大に機会
- 農業研究システムでは、ガーナカカオ研究所(CRIG)、オイルパーム研究所(OPRI)、農業単科・総合大学はすべて、作物の改良に実績がある(キャッサバ、トウモロコシ、米、ササゲなど)
- アフリカ南部や中南米と比較し、市場である欧州に比較的近い(直行便で約6時間)
- 豊富な知識を備えた民間部門(ガーナ園芸・野菜栽培者組合など組合)を持つ好調な園芸分野

農業・農産加工セクターは2015年には実質GDPの20.3%を占めた。未開墾の広大な土地を活用することで生産量を確保できる潜在性がある。一般に、ガーナの生態域には、商品作物から食用作物まで、多様な農産物の生産が可能である。

近年、GIPCのガーナクラブ100インデックスで以下の農産加工会社2社が特筆すべき例として取り上げられた。

- ベンソ・オイルパーム・プランテーション・リミテッド(Benso Oil Palm Plantation Limited)はオイルパームを栽培し、ガーナ国内でパーム原油とヤシ殻の生産・販売を行っている。ガーナのウェスタン州タコラディに本社を置く同社は、ウィルマー・アフリカ・リミテッド(Wilmar Africa Limited)の子会社である。同社はガーナ証券取引所に上場し、5,000haを越えるオイルパーム・プランテーションを所有している。
- ガーナ・ラバー・エステーツ・リミテッド(Ghana Rubber Estates Limited, GREL)は現在、13,377haのゴム林を所有し、その内9,030haからゴム樹液を採取している。加工工場では年間15,000kgの乾燥ゴム分(Dry Rubber Content: DRC)を生産し、契約農家から5,000kgのDRCを仕入れている。

ガーナは海洋、内陸水系(淡水系)、養殖部門の資源を有する。淡水魚は、ボルタ湖、貯水池、養殖場、沿岸礁湖が主な供給源である。漁業・漁業製品の年間平均輸出額は約6,000万米ドルである。

ii) 農業の潜在能力

農業セクターは2014年GDPの20.5%を占める。カカオが農業輸出額の大半(75%)を占め、2014年第1～第3四半期の輸出額は19億米ドルである¹⁸。ガーナには1,400万haの農地があるが、その中で耕作されているのは780万haで、620万haは未開墾である。カカオ栽培には約160万haが使われている。灌漑可能な346,000haのうち、開発された面積は10,000haにすぎない¹⁹。

適切な農地を利用できるにもかかわらず、ガーナは米の大部分と小麦の全量を輸入している。2014年の一人あたり米消費量35kgの70%、一人あたり小麦消費量13kg全量を

¹⁸ Ghana Statistical Service (2014, 2016). Digest of International Merchandise Trade Statistics 2014 and 2016 Editions.

¹⁹ Ministry of Food and Agriculture.

輸入が占める。

表 I-3:ガーナの生態域別主要生産物

農業生態地帯	州	主要生産物
森林植生域	ウェスタン、イースタン、アシャンティ、ブロング・アハフォ、ボルタ	カカオ、コーヒー、オイルパーム、カシュー、ゴム、プランテーション、バナナ、柑橘類作物
北部サバナ植生域	アッパー・イースト、アッパー・ウエスト、ノーザン	米、キビ、モロコシ、ヤムイモ、トマト、綿花、マンゴー、パイナップル、ダチョウ畜産を含む畜産
沿岸サバナ植生域	セントラル、グレーター・アクラ、ボルタの一部	米、トウモロコシ、キャッサバ、野菜、サトウキビ、マンゴー、ココナッツ、サツマイモ、大豆、畜産、水産養殖

出所： Developed based on AgricInGhana (2013). Agriculture in Ghana, Country Brief.

<http://agricinghana.com/2013/05/14/agriculture-in-ghana-country-brief/>

iii) 投資機会

ガーナの農業セクターの最大の強みは、南部・東部アフリカや中南米などの地域の国々よりも欧州連合（EU）市場に近く（空路で約 6 時間）、生鮮品の輸出に有利であり、貨物空輸費が安いことである。農産物のターゲット市場には ECOWAS 地域が含まれる。また、首都・アクラのコタカ国際空港（KIA）や、テマとタコラディの港から車で 2～3 時間以内に、豊富な水資源を持つ利用可能な広い土地がある。

このセクターに対する政府の振興策としては、バリューチェーン改善プログラムに加え、プランテーション及び中心となる農家との間での優良な生産者契約ができる農民組織化づくりがある。

ガーナの 216 郡のいずれかにおける農産加工投資を含め、工場を設立する投資家を支援する包括的プログラムが進行中である。

農産加工の投資機会について網羅したものが下表である。

表 I-4:農産加工の投資機会

生産	<ul style="list-style-type: none"> 国内、ECOWAS、EU 市場向けの園芸作物の生産 カカオ、コーヒー、綿花の付加価値製品の生産 灌漑設備、施設の開発・整備 改良種子と農業化学品（肥料、殺虫剤、除草剤）の生産 動物用薬品、ワクチン、飼料・飼料原材料の生産 乳製品と穀物、でんぷん原材料用作物、豆、野菜、畜産、漁業、産業用商品作物、果実などの農作物の生産、加工
技術・サポートサービス	<ul style="list-style-type: none"> コールドチェーン用機器の製造と設置 孵化後 1 日齢の雛のための孵化場に必要装置の供給 農産加工、包装機器等工場設備を供給するための加工機械メーカー 工場建設技術の提供者と出資
流通	<ul style="list-style-type: none"> 製造後のサービス（輸送、梱包、冷蔵車）を提供する企業 改良種子、植え付け材料、農業化学薬品（肥料、殺虫剤、除草剤）の流通を提供する企業 動物薬、ワクチン、化学物質、飼料・飼料成分の流通
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 基準、研修、認証等サービスの提供 各種訓練、人材育成 市場情報調査 農業金融・保険

出所： GIPC (2016). Investing in Ghana's Agricultural and Agro-processing Industry.

<http://www.gipcghana.com/phocadownload/reports/Others/AGRIC%20SECTOR%202016.pdf>

iv) インセンティブ

ガーナ政府は現在、魚や園芸製品など、従来の主要輸出品とは異なる新規産品を重視し、輸出産品の多様化を図っている。また、ECOWAS に基づく地域統合プロセスも追い風になる。下表はガーナ政府が提供する優遇の一覧である。

表 I-5:ガーナの農業・農産加工セクターにおける投資優遇

対象	優遇措置
ガーナで生産される作物、水産、畜産品を加工し、缶詰等に包装する事業 カカオ製造過程で出される廃棄物からカカオ副産物を製造する事業	商業生産の開始から5年間のタックス・ホリデー
廃棄物の処理を請け負う企業	商業生産の開始から7年間のタックス/ホリデー
カカオ農家のカカオから得る所得	免税
工場設備、機械、備品の輸入に対する関税	免税
その他	<ul style="list-style-type: none"> 農業による損失金の5年間繰り越し 農産加工企業の所在地による優遇措置 農業資材、設備、機械については関税率0% 農業製品の輸出入に関する規則による非関税優遇

注：税制優遇詳細は第V章参照。

出所：Income Tax Act, 2015 (Act 896)

(2) 情報通信技術 (ICT) セクター

i) セクターの概要

ガーナは業務プロセスアウトソーシング (BPO) 分野における魅力的な投資相手国である。2016年のATカーニー・グローバル・サービス・ロケーション指数調査では、ガーナはサハラ以南アフリカで1位 (モーリシャス、ケニア、南アフリカよりも上位)、世界50カ国中第29位の投資相手国として格付けされている。

ガーナはアフリカで最初に通信部門の自由化と規制緩和を開始した国の1つである。国营通信会社のガーナ・テレコムは1996年に部分的に民営化され、その売却がこの部門の成長を促す誘因になった。2015年6月現在、ガーナの携帯電話契約者数は合計3,236万人、計算上の市場浸透率は119.41%であった²⁰。

ガーナの携帯電話市場はアフリカで最も発達した市場の1つに数えられる。ほとんどの国民が携帯電話を使用し、データ (インターネット) サービスの利用も増加している。2016年現在、インターネットサービスプロバイダーの数は23社である。MTN、サーフライン・ガーナ (Surfline Ghana)、ビジー・インターネット・ガーナ (Busy Internet Ghana) の3社は4Gインターネット・サービスを提供している。

ii) ICTの潜在能力

ガーナはICT環境を改善するために以下の開発プロジェクトを実施中である。

²⁰ Ministry of Communications.

表 I-6:ICT 部門開発プロジェクト

目的	プロジェクト
アウトリーチ・サービス (ハード)	<ul style="list-style-type: none"> • 全国ファイバー通信バックボーン・インフラストラクチャー • コミュニティ情報センター及びデータセンター • ブロードバンド普及、帯域幅価格引き下げ • ラストマイルエフェクト (Last Mile Effect)
アウトリーチ・サービス (ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> • ガーナ通信投資ファンド • ブロードバンド4U • 全国デジタル放送移行
規定・規則	<ul style="list-style-type: none"> • 競争力のあるテレコム市場の振興 • e-Ghana プロジェクト • 歳入機関の手続き自動化 • 法的制度の整備 • 携帯電話番号ポータビリティ
キャパシティ開発	<ul style="list-style-type: none"> • IT/IM キャリア分類 • 政府支援 PC プログラム • ICT ビジネス・インキュベーター • BPO • 科学技術パーク開発

出所：GIPC (2016).Investing in Ghana's ICT Industry.

<http://www.gipcghana.com/phocadownload/reports/Others/ICT%20SECTOR%202016.pdf>

iii) 投資機会

ガーナの ICT 環境整備の進行に伴い、この部門に関連する投資機会は急速に拡大する。ハードウェア製造とソフトウェア開発に加え、教育・医療・研究・研修などの分野で ICT をさらにクリエイティブに利用するためのサービス革新の可能性もある。ガーナにおける ICT 環境の成熟に向け、既存ユーザーのための高度なサービスと、全国のすべての地域に汎用サービスの双方のニーズが高い。

スキルを備え訓練可能な英語を話す多数の労働者が存在していること、ヨーロッパとの時差がない、または少ないこと、競争力のある賃金、というガーナの条件は BPO に最適である。

データサービスの利用が増加しており、E コマース、E 広告、E マーケティング、E 物流、E 調達サービスを構築・運営するための確かな基盤がある。電子マネーによるシステムと取引が急増し、多数のサービスプロバイダーが手続きとコストを減らすためにオンライン決済に移行しようとしている。

このような状況から、ガーナでの投資分野は以下が挙げられる。

- ソフトウェア開発、ネットワーク構築、VSAT、通信、IT エンジニアリング分野の教育
- ビジネス・ソリューションの提供（ソフトウェアとネットワーク構築）
- BPO
- ハイテク通信機器の供給
- バックオフィス機能運営（特に金融機関向け）
- ブロードバンド設備・サービスの提供
- インターネット・サービス提供サービス
- トランザクション処理

- コンピュータと付属商品の製造、組立、供給
- VSAT サービス
- E コマース及び法務データベース・サービス
- ロジスティクス管理サービス及び医療記録転写サービス

(3) 鉱業・鉱物加工セクター

i) セクターの概要

かつてゴールド・コーストとも呼ばれたガーナは豊富な鉱物資源に恵まれ、利益の高い確立された鉱業部門が存在する。2013年に鉱業・砕石業はGDPの9.8%を占めた。国際金市場でガーナはアフリカ第2位の金産出国である。2013年に鉱業の輸出収入の86.6%を金が占め、輸出額は42億米ドル、これに対して石油は32億米ドル、カカオは13億米ドルであった²¹。

ダイヤモンド、ボーキサイト、マンガンなどの他の主要鉱物も生産されている。

表 I-7:ガーナで採掘される鉱物のタイプ

金	ダイヤモンド	ボーキサイト	マンガン	花崗岩
石灰／白雲岩	長石	カオリン	鉄鉱石	雲母
砂利	珪砂	セメント	大理石	塩

政府は鉱業から国内での付加価値付、完成品製造へと多様化するために、金の精錬と宝石類製造への投資を奨励している。

現在、ガーナにおける商業ベースの石油・ガス生産は、主にウェスタン州のケープ・スリー・ポイント（Cape Three Points）及びタノ（Tano）地域の「ジュビリー油田（Jubilee Oil Fields）」で行われている。また、ガーナ政府は、国内企業の石油・ガスセクターへの参加を促すために国内調達促進政策を行っており、能力強化と融資などの支援を行っている。

このセクターでは、以下のようなプロジェクトを計画、または実施中。

- ボーキサイト鉱山に近い精製所。アルミナ精錬のための精錬所新設またはボルタアルミ会社（VALCO）との合弁事業への投資
- 計画中のボーキサイト鉱山、精製所、精錬所のための加工工場設置（ウェスタン州）
- ボーキサイト鉱山から精製所・精錬所建設予定地までの鉄道敷設
- 肥料製造用のメタノール、アンモニア、尿素などの石油化学産業
- 海塩、鉄鉱石、ボーキサイト、セメント用石灰石、ケイ素、砂などの天然資源の採掘、精製
- ガラス瓶の製造、製鉄、アルミニウム精錬、圧延工場運営²²

²¹ Ministry of Finance (2015). Ghana Budget Statement 2015.

²² GIPC (2015). Investment Opportunities for Investors. <http://www.gipcghana.com/phocadownload/reports/Others/GIPC%20ALL%20SECTOR%20PROECTIONS%20CATALOGUE.pdf>

ii) 鉱業の潜在能力

以前から採掘されていた鉱物に加え、ガーナ政府はタノ鉱物資源開発を奨励することにより、鉱物資源採鉱の多様化を図ろうとしている。現在、ガーナでは鉱業活動の大部分がウェスタン州とセントラル州に集中し、国内の多くの地域がまだ十分に調査されていない。1960年代の地質調査で、東部には石油・ガス以外の鉱物、貴石にもポテンシャルがあることが分かっている。また、カオリン、雲母、鉄鉱石、石灰石、塩の商業利用可能な埋蔵の可能性がある。

iii) 投資機会

鉱業セクターにおける潜在的投資機会は以下の通り。

表 I-8: 鉱業セクターにおける投資機会

生産	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値のある製品の製造に向けた精製施設建設とサービス提供 石鹼・洗剤向け苛性ソーダ製造用の天日塩生産 水処理その他の保健衛生用化学物質での塩素副産物活用 クリンカー供給（推定需要は年 100 万トン以上） 高級床用タイル用の花崗岩の採鉱 建設業界で使われる切石の生産 国内市場向けの製塩業者
エンジニアリング及びサービス	<ul style="list-style-type: none"> 契約掘削、試金検査、契約採鉱、地質学的コンサルティング等サポートサービス 鉱物資源加工用の工場・機械供給 粉碎用ボール、ドライビット、シアン化物、活性炭素を製造するための下流生産施設の建設

出所：GIPC (2015). Investment Opportunities for Investors.

iv) 優遇措置

投資誘致に向けた優遇措置は以下の通り。

表 I-9: ガーナの鉱業セクターにおける投資優遇措置

<p>鉱業セクターに特化したインセンティブ：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加速減価償却（投資初年度に発生した設備投資の 75%、その後は 50%の減価償却） 2. 初年に 5%の投資控除 3. 各会計年度に、その年の投資控除額を上限として、損失を翌年に繰り越すことができる。鉱業権保有者による商業目的の鉱業開発の開始時に、当局から承認されたすべての生産前経費を資産計上できる <p>採鉱権保有者には以下の便益も与えられる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉱区で提供された宿泊施設に滞在する従業員については、個人所得税免税 2. ガーナからの外国通貨による送金の免税 3. 海外駐在員に対する移民割当制の適用 4. 選択的外国人雇用に関する法令に基づく選択的外国人雇用ルールの免除 <p>鉱物及び鉱業法（Minerals and Mining Act, 2006 (Act 703)）により鉱業に関する法制度が大幅に改正され、以下の項目が追加された：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 探査と開発のための経費が、資産計上が可能となる。税金控除のための規制償却規定に従う必要あり 2. 初年に 75%、その後は毎年 50%の加速減価償却。投資資金回収の加速を支援 3. 事業運営に不可欠な機材、スペア部品を購買するために、収益の一部を外国通貨口座に入金できる。そのような収益を利用しない限り購入が困難なものに関する措置 4. 工場設備、機材に対する輸入関税免税
--

出所：GIPC. Mineral Processing - Investment Opportunities.

<http://www.gipcghana.com/invest-in-ghana/sectors/mineral-processing/investment-opportunities.html>

(4) 観光セクター

i) セクターの概要

ガーナには海外、国内双方のリピーターの多い、魅力ある観光セクターがある。ガーナは奴隷貿易の歴史を語る城砦など歴史、多様な文化、自然環境に恵まれたユニークな観光地である。グレーター・アクラ州では熱帯気候、アッパー・ウエスト州及びアッパー・イースト州では半乾燥気候、ウエスタン州では海岸、礁湖、山岳気候、ノーザン州では熱帯サバナ気候とサファリを楽しむことができる。ガーナは城砦と城、文化的モニュメント、民芸品村などの文化・歴史的な拠点に恵まれ、国連教育科学文化機関 (UNESCO) の指定を受けた 2 カ所の世界遺産がある。1 つは「ヴォルタ州、グレーター・アクラ州、セントラル州、ウエスタン州の城塞群」で、これは植民地時代にゴールド・コースト沿岸に建設されたヨーロッパ様式の要塞と駐屯地である。もう 1 つは「アシャンティの伝統的建築物群」で、アシャンティ王国時代にこの地に建てられた 13 の伝統的建築物群である。どちらも主要な観光地となっている。加えて、21 の自然保護区がある。国立公園 7 カ所、資源保護区 6 カ所、野生生物サンクチュアリ 2 カ所、自然保護区 1 カ所、沿岸湿地 5 カ所である。

ガーナはアフリカでも多くの観光客が訪れる国で、2013 年にアフリカの観光地トップ 10 にランク入りした。観光客の数は 2005 年の 40 万人から 2014 年の 110 万人まで、安定的に増加している²³。観光セクターは、17 億米ドルの付加価値額を創出、全国で 40 万人以上のガーナ国民を直接または間接に雇用している。

このセクターでの投資促進に向けて、クリスチャンボルグ城 (Christianborg Castle)、エルミナ城 (Elmina Castle)、ケープコースト城 (Cape Coast Castle) の修復工事、エコツーリズムを目的とするドディ島 (Dodi Island) の開発が計画されている²⁴。

ii) 投資機会

ガーナ政府はマスツーリズム以外の観光の振興を目指し、文化観光、遺産観光、レクリエーション観光、アドベンチャー観光、イベント観光などの持続的な観光に重点を置いている。近年、ガーナの特徴が知れ渡るようになり、安全で友好的な場所という評判が定着している。ブリティッシュ・エアウェイズが 2014 年に発表した訪問したい国の「ホットリスト 2015」にガーナはランク入りし、ニューヨーク・タイムズ紙はアクラを「2013 年に行きたい 46 の場所」の先頭に掲げた。

国内資本経営の良質なホテルに加え、2015 年末にはアクラにケンピンスキーの五つ星ゴールド・コースト・シティ・ホテル (Gold Coast City) がオープンした。2017 年には、ラディソン・ブルー・アクラ・エアポート (Radisson Blue Accra Air Port)、トムライク (Tomraik)、イースト・レゴン・アクラ (East Legon-Accra) のオープンが予定されている。さらに、マリオット、ヒルトン、シャングリラも、ホテル進出の計画を検討中と報じられている。これらのホテルは観光客だけでなく、ビジネス客もターゲットとしている。

²³ World Development Indicator

²⁴ GIPC (2015). Investment Opportunities for Investors.

観光客またはビジネス客の別にかかわらず、訪問者の人数は増加しているが、訪問者の評価を高めるような食事、交通手段、宿泊施設のための投資機会はさらに拡大している。観光セクターの投資機会としては下記がある。

表 I-10:観光セクターにおける投資機会

観光客用宿泊施設	ホテルリゾート、山のリゾート、ロッジ、宿屋、ホステル、キャンプ地など
モーテルと幹線道路休憩所	道路沿いの休憩所
観光情報を提供する店	特に観光客向けの自営店
観光用交通サービス	観光客向けのタクシー、空港タクシー、車のレンタル、クルーズ船
観光客向け旅行サービス	ツアーガイド・サービス、ツアー取扱いサービス、ツアー運行、旅行代理店
観光業への融資サービス	クレジットカード代理店、外貨交換所、観光レンタル・サービス
観光医療サービス	旅行者向け医療保険会社、救急サービス
食料・飲料サービス	町の食堂、カフェ、フードカウンター、パブ、ナイトクラブ、ファストフード店、専門レストラン
エンターテインメント	パブ、ディスコ、ライブショー付きナイトクラブ、カジノ、アミューズメントパークなど
レジャーとスポーツ	国際級ゴルフコース、マリーナ、テーマパーク、市街地のスポーツセンター
ショッピング	土産物店、スーパーマーケット、ショッピングアーケード、ショッピングモール、免税店
会議施設	多目的コンベンションホール、会議ホール、ショッピングアーケードが付属する展示センター
教育	研修センター

注： 全車両台数が 25 台未満の企業でのタクシーまたはレンタカー会社の経営は、2013 年 GIPC 法（法令 865）により、ガーナ国民に限定されている。

出所： Edited from GIPC (2016). Tourism Sector - Investment Opportunities.

第 II 章：投資環境

1. 投資促進のための法的枠組み

(1) ガーナの投資関連法の概要

ガーナにおける投資活動は 2013 年 GIPC 法 (Ghana Investment Promotion Centre Act, 2013 (Act 865)) により規制されている。同法は GIPC の設立だけでなく、投資の参入・認可・保護、投資保証、雇用、コンプライアンスを含め、ほぼあらゆるセクターにおける投資活動についても規定している。

一方、セクターによっては、個別の法律も定められている。銀行業、銀行以外の金融機関、保険、漁業、証券、通信、エネルギー、不動産はセクター別の法律により規制されている。さらに、天然資源・鉱業への投資は鉱物及び鉱業法 (Minerals and Mining Act 2006, (Act 703)) で規制され、石油・ガスへの投資は 1984 年石油探査及び生産法 (Petroleum Exploration and Production Law, 1984: PNDCL 84) で規制されている。

(2) ガーナ投資促進センター：GIPC

GIPC 法によれば、GIPC は以下を目的とする政府機関として設立された。

- 良質で透明性と即応性の高い投資環境を整備し、投資を通じてガーナ経済を発展させる
- ガーナへの投資を奨励し、推進し、容易にする

GIPC は外国及び国内民間投資を積極的に奨励し、推進し、容易にするため、GIPC 法での機能を次のように定義している²⁵。

- (i) 輸出市場において将来性が見込まれる先端技術業界及びスキル集約型サービスへの外国、国内投資を促進するために、投資促進政策・計画、振興のための優遇措置とマーケティング戦略の策定
- (ii) ガーナ企業と外国企業の両者のために、国内投資環境を強化する対策の開始・支援
- (iii) ガーナを理想的な投資相手国として紹介するために、投資需要喚起を目的とする展示会、会議、セミナーなどのプロモーション活動の主催、またこうした活動への参加
- (iv) 投資機会、投資資金、投資家が利用できる優遇措置、投資環境に関する情報の収集、比較分析、周知。投資家の要請に基づき、合弁事業設立のためのパートナー検索、適格性に関して助言
- (v) ガーナの全企業の登録、モニタリング、記録管理
- (vi) 技術移転契約書の登録、記録管理
- (vii) ガーナにおける投資、合弁事業の機会とプロジェクトを特定、プロジェクト・プロファイル作成、投資誘致
- (viii) 他機関や省庁の活動の調整を通じ、投資政策策定の調和を図る
- (ix) GIPC 法の目的達成に必要な他の機能を実施する

²⁵ 民間セクターの発展を推進するために 2017 年 1 月に創設された事業開発省 (Ministry of Business Development) と GIPC の間の役割分担については、今後注意を要する。

(3) GIPC 法における外国投資に関する重点

前述のように、GIPC 法は外国及び国内投資家による投資活動を規制する。外国投資に関する規則を以下に示す。

表 II-1:GIPC 法における外国投資に関する重点

規則	条項
ガーナ国民に限定される活動 (27 項)	(a) 市場、小規模売買、行商による商品販売、サービス提供、または、屋台による商品販売 (b) 全車両台数が 25 台未満のタクシーまたはカーレンタル事業 (c) 美容院・理髪業 (d) 通信サービスのプリペイド・スクラッチカードの印刷 (e) 教科書、基本的な文具の製造 (f) 最終製品としての医薬品の小売販売 (g) 袋入り飲料水の製造、供給、小売販売 (h) サッカーくじを除き、賭博事業と宝くじに関連する全ての事業
外国投資最低資本金額 (28 項)	企業の場合は、 (a) 資本参加が 10% 未満であるガーナ企業の出資者との共同企業体の場合、現金、資産または両方の組み合わせで 20 万米ドル以上 (b) 外資のみの場合、現金もしくは資本財、または両方の組み合わせで 50 万米ドル以上 貿易会社の場合は、現金、または投資に関係する財・サービスで 100 万米ドル以上
輸出業及びその他の企業に対する最低資本金額例外規定 (29 項)	28 項に定める資本最低必要額は以下には適用されない。 (a) 証券投資、または (b) 輸出業、製造業のみを目的として設立される企業
外国投資家に関する公平性 (30 項)	(a) 外国投資家は国内投資家と同じ権利を享受する (b) GIPC は特定の国の投資家を差別せず、投資家の出身国または国籍に基づいた特別な処遇を行わない (c) 特に①許認可、②帳簿、記録の管理、③保険の義務付け、④税務に関し、外国投資家には国内企業に適用されるものと同じ法律が適用される
通貨の無条件の送金の保証 (32 項)	2006 年外国為替法 (Foreign Exchange Act, 2006 Act 723) 及び外国為替法に付随する規則ならびに通告に基づき、企業は以下の自由兌換通貨の無条件送金が保証される。 (a) 配当金、または投資により生じた純利益 (b) 外貨を借り入れた場合の利子に関する支払い (c) 同法に基づいて登録された技術移転契約に関する料金と手数料支払い (d) 企業の売却または解散の場合の税務、その他の債務を引いた後の利益、企業への投資に帰する利子の送金

出所：GIPC Act, 2013 (Act 865)

2. 投資の保護

ガーナは以下の制度に基づき投資家保護を行う。

(1) 憲法による保証

ガーナ憲法 20 条は所有権の保護を保証している (公的収用からの保護)

(2) 投資保護

GIPC 法も公的収用に対する保護、投資保証、資産、利益・配当金の送金、個人的な送金、紛争解決などの投資保護の措置を保証している。さらに、投資活動はフリーゾーン法 (Free Zone Act, 1995 (Act 504)) でも保護されている。

表 II-2:GIPC 法における投資保護の要点

規則	条項
公的収用を防ぐ保証 (31 項)	憲法、その他の関連法及び条項に従い (a) 政府による企業の国営化または公用徴収を行ってはならない (b) 企業の資本を所有する人に対し、その人の資本を別の人に譲渡することを法律により強制してはならない
無条件の外貨による外国送金の保証 (32 項)	外国為替法 (Act 723) 及び外国為替法に基づく規則及び通告に基づき、企業は自由に交換可能な通貨で以下を無条件に送金できる。 (a) 配当金、または投資により生じた純利益 (b) 外貨を借り入れた場合の利子に関する支払い (c) 同法に基づいて登録された技術移転契約に関する料金と手数料支払い (d) 企業の売却または解散の場合の税務、その他の債務を引いた後の利益、企業への投資に帰する利子の送金

出所 : The GIPC Act, 2013 (Act 865)

(3) MIGA 加盟国

ガーナは多数国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA) 加盟国であり、関連条約を批准している。MIGA は世界銀行グループの一部であり、民間投資家と融資元の非商業リスクからの保護のため、政治リスク保険を提供する。ガーナ向け投資でも MIGA の提供する投資家向けの全てのサービスを受けることができる。

(4) 二国間投資協定と二重課税回避条約

ガーナは英国、オランダ、中国、デンマーク、スイス、ドイツ、マレーシアなどの多数の国々と二国間投資協定 (Bilateral Investment Treaty: BIT) を結んでいる。さらに他の国々との間で調整中の BIT がある。2016 年 10 月現在、ガーナと日本の間で BIT に向けて活発な交渉が進められている。

ガーナの BIT は二重課税回避条約 (Double Taxation Agreement: DTA) を含む。DTA により外国に居住し収入を得ている場合、同一の活動に対して在外と自国での二重の課税を防ぐ。現在、ガーナは英国、フランス、イタリア、ドイツ、デンマーク、南アフリカ、スイス、オランダ、ベルギー、モーリシャスとの間で DTA を結んでいる²⁶。

3. 知的財産権の保護

ガーナ政府は以下の国際法・国内法に従い保証される知的財産権を保護している。

²⁶ GRA; Ministry of Finance.

- 万国著作権条約
- 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- 工業所有権の保護に関するパリ条約
- 特許協力条約
- 商標法に関するシンガポール条約
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書

ガーナは知的財産権に関する以下の国際機関の長年の加盟国でもある。

- 世界知的所有権機関（WIPO）
- アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）
- 世界貿易機関（WTO）

WIPO に関し、ガーナ議会は WIPO 著作権条約及び WIPO 実演・レコード条約を批准した。

4. 紛争解決

GIPC 法、フリーゾーン法、鉱物及び鉱業法などのガーナの投資関連法令は、投資保護のための紛争仲裁を規定している。ガーナは投資活動に関する紛争仲裁手続に関するニューヨーク条約、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、BIT による国際枠組みにも参加している。

さらに、裁判外紛争解決法（Alternative Dispute Resolution Act, 2010 (Act 798)）では、仲裁合意、調停、慣習的仲裁、裁判外紛争解決センター、金融、行政、その他の規定を表明することにより、さらに詳細な紛争解決手続を規定している。

5. GIPC 法に基づく一般投資インセンティブ

GIPC 法に基づき登記した企業は以下の優遇を利用できる。

- (i) 投資目的で輸入する農業・工業用工場設備・機械・備品に対する関税免除
- (ii) 地域税制優遇措置
- (iii) 二重課税回避
- (iv) 投資額に基づき、一定数の外国人就労・居住許可が付与される
- (v) GIPC 法による企業が利用できる優遇に加え、戦略的投資に関する特別優遇措置の適用の可能性もある²⁷

²⁷ 戦略的投資の選定については、GIPC が 2017 年にガイドラインを公表している。それによると、最低投資金額を 5000 万米ドル、対象セクターをエネルギー、インフラ整備（道路、鉄道、港湾、不動産開発）、農業・アグリビジネス、製造業、石油・ガス関連サービス、観光、サービス（ICT、教育、金融）としている。ビジネスプラン等のプロポーザル等によりインセンティブ内容について審査する（戦略的投資に対するガイドライン、

<http://www.gipcghana.com/phocadownload/Others/guidelines%20for%20special%20incentives%20for%20strategic%20investments%202017.pdf>)

内国税収入法（Internal Revenue Act, 2000）、付加価値税法（Value Added Tax Act, 1998）、及び特定の HS コードの品目についての関税について、同様の性質の企業に適用される優遇も利用できる。

フリーゾーン内に投資を行う場合、企業は特別の優遇も利用できる（詳しくは、次章「第 III 章：フリーゾーン」を参照）。

第 III 章：フリーゾーン

1. ガーナフリーゾーン理事会 (GFZB)

ガーナフリーゾーン理事会 (Ghana Free Zone Board: GFZB) はフリーゾーン法 (Free Zone Act 1995 (Act 504)) に基づき設置された。GFZB の主な機能は、国産原料の付加価値付けと輸出促進を通じ、経済発展に寄与することである。具体的な目的を以下に挙げる。

- (i) 外国直接投資 (FDI) の誘致
- (ii) 雇用機会の創出
- (iii) 外貨獲得
- (iv) 合弁事業経営のための外国、国内投資家に対する事業機会の提供
- (v) ガーナ国民の技術的・管理的技能、専門知識の習得と活用の推進
- (vi) 投資家によるガーナへの技術移転の促進
- (vii) 輸出の多様化

2. フリーゾーンに関するインセンティブ

フリーゾーン企業に対して、次のような優遇がある。

表 III-1:フリーゾーン企業に対する優遇

	優遇	備考
<税制優遇>		
輸入関税免除	輸入関税・その他課税の 100% 免除	
輸出関税の免除	輸出税の 100% 免除	
法人所得税の免除	法人所得税を 10 年間 100% 免除。その後、税率の上限は 15%	
配当金に対する課税	フリーゾーン内での投資から生じた配当金に対する源泉徴収税支払いの全額免除	
二重課税の回避	二重課税協定を結んでいる国の場合、外国投資家及び従業員に関する二重課税の回避	ガーナと日本の投資協定は交渉中
<非税制優遇>		
輸入許可	輸入許可条件免除	
税関手続き	最小限の通関手続き、フリーゾーン以外の企業と比較し、書類と通関手続きが少ない	
投資に関する株式	フリーゾーン企業では、投資家 (海外・国内の両方) による株式の 100% 保有が許可される	
外貨送金	配当金または純利益の本国送金、海外融資の利子の支払い、技術移転契約のための料金・手数料の支払いに関する条件や制限がない	
外貨口座	フリーゾーン企業はガーナ国内の銀行に外貨建て口座を持つことが許可される	

	優遇	備考
国内市場での販売	フリーゾーン企業は、財・サービスを年間生産量の30%まで国内市場で販売することが認められている	フリーゾーン企業は財・サービスの年間生産量の70%以上を輸出しなければならない
国有化と公的収用	フリーゾーン企業は、国有化及び公的収用を受けないことが保証されている	
その他	輸出入品の検査が常駐税関担当官により容易かつ迅速に行われる	

注：フリーゾーン企業は国産原料の輸出を禁止されている。

注：ガーナと日本の投資協定の状況は、2017年5月時点での情報。

注：フリーゾーンとフリーゾーン以外の両方の企業に関し、すべての税率、税務に関する規定は、変更される場合があることに注意。常にガーナ歳入庁（GRA）に確認すること。

出所：GFZB. Corporate Profile.

3. GFZB により開発されたフリーゾーン

現在、国内にテマ、セコンディ、シャマ（Shama）、アシャンティ（エジス）（Ashanti, Ejisu）という4カ所のフリーゾーン、または輸出加工区（Export Promotion Zone: EPZ）が存在する。



出所：JICA プロジェクトチーム

図 III-1:フリーゾーン所在地を示す地図

フリーゾーン4カ所のうちテマは既に稼働している。また、セコンディ EPZ にはテナントが入っている。中国の建設会社がセコンディ EPZ でセラミック製品製造工場を設置している。シャマ、エジスはデベロッパーを探している段階である。フリーゾーン4カ所に関する情報を次の表にまとめた。

表 III-2:フリーゾーン、EPZ、テクノパーク一覧表

	テーマ EPZ	セコンディ EPZ	シャマ EPZ	アシャンティ テクノパーク (ATP)
所在地	グレーター・アクラ州内のテーマ。KIA から約 24 キロ。また、ガーナ最大の海港（テーマ港）にも非常に近い。	ガーナ第 2 の海港（タコラディ港）があるウェスタン州のセコンディに位置する。タコラディ港から約 10 キロ。	ウェスタン州のシャマに位置する。ウェスタン州の石油採掘地域に近く、石油・ガスの輸送基地に隣接する。タコラディ港から約 22 キロ。	アシャンティ州のエジスに位置する。この地域はカカオ豆、金、木材、皮革製品、観光地などの資源に恵まれている。クマシ空港から約 14 キロ。
面積	1,200 エーカー	2,200 エーカー	3,200 エーカー	1,099 エーカー
開発進捗	ワンストップ・サービスを提供。電気、水、ICT などの補助設備を完全装備。アクセス道路、給水、インターネット、データサービス、景観設計済み。デベロッパーが所有するエンクレーブ・パワー・リミテッド (Enclave Power Limited) による電力供給等。	開発に係るパートナー、投資家を募集中。テナントを受け入れる準備は整っている。	パートナーを募集中。入居者はなし。	合弁事業及びセクターに特化したインフラ投資をするパートナーを募集中。入居者はなし。
空き区画、入居状況	ILDC の開発区画はほぼ入居済みだが、Octoglow の開発区画にはまだ空きがある。	陶器を製造する中国企業が入居済み。	非該当	非該当
主な用途	多目的の EPZ で、異種部門の多数の企業が存在する	石油精製業界及び関連サービス業界	石油化学及び関連製品	ICT、カカオ加工、軽工業、重工業、倉庫・物流、社会福祉サービス、バイオテクノロジーなど
デベロッパー	1) ILDC 電話：0244310645 ウェブサイト： www.ildcghana.com 2) Octoglow 電話：0263790909 ウェブサイト： http://octoglow.datacomghana.com/	デベロッパー候補と覚書 (MOU) を取り交わすための交渉中	下記の他にもデベロッパー募集中 1) BlackIvy 電話：0244520280 ウェブサイト： http://blackivygroup.com/	デベロッパー募集中

注： 開発進捗及び空き・入居状況は、2017 年 5 月時点での情報。

注： 「主な用途」は、入居テナントの過半数が属する業種を意味する。ただし、例外的な業種であっても、GFZB が入居を検討する場合がある。

出所： GFZB. Corporate Profile; GFZB への聞き取りに基づき作成

4. GFZB に登録した企業

GFZB により開発されたフリーゾーン内に所在しない企業も、単一工場のみゾーンとして、GFZB のフリーゾーン内のテナントと同じ優遇を利用できる²⁸。これはフリーゾーン法 (1995 年) により、一定の条件に従い、ガーナ全国でフリーゾーンとして認定を受けることが可能になったためである。

²⁸ フリーゾーン企業とは、年間総生産量の 70%以上を輸出することが法律で義務付けられている企業である。

5. 営業許可と登録の手続き

フリーゾーン企業ライセンス付与の条件は製品の70%以上を輸出することである。条件を確認するために、以下の書類を申請書に添付する必要がある。

- (i) 事業計画
- (ii) 法人設立証明書の写し
- (iii) 開業証明書の写し
- (iv) 会社定款の写し
- (v) 土地登記証明、土地・不動産リース契約等の写し、または土地・不動産取得に係る意志表明
- (vi) 想定している顧客との覚書 (MOU)
- (vii) 環境保護庁許可証 (必要な場合)
- (viii) 資金調達・資本金送金の証明
- (ix) その他の関係書類

6. GFZB による営業許可及び管理

GFZB はフリーゾーン投資家候補から申請書を受理すると、フリーゾーン規則に照らして審査し、財務上の義務履行を含めた条件を満たす場合、投資家に対してライセンスを交付する。ライセンスを受けた投資家は以下の責任を負う。

- (i) 投資家はライセンス料を支払う必要がある

表 III-3:フリーゾーン投資家のライセンス料

活動	初期料金	年次更新料
デベロッパー	US\$ 5,000	US\$ 4,000
製造業	US\$ 3,000	US\$ 2,500
サービス業	US\$ 4,000	US\$ 3,000
商業	US\$ 10,000	US\$ 5,000

出所：GFZB. Corporate Profile.

- (ii) 投資家はフリーゾーン企業、デベロッパーとしてのライセンス交付から半年以内に開業する必要がある。
- (iii) 投資家は四半期ごとに GFZB に活動を報告する義務がある。

GFZB はライセンスが交付された投資家が義務と責任を果たしているかどうかをモニタリングする。また、GFZB は投資家が円滑に事業を進めるための支援と助言を行う。

第 IV 章： 登記、営業許可、許可書

1. 会社の種類

会社法（Companies Act, 1963 (Act 179)）によれば、所有の状態にかかわらず、ガーナのすべての会社に登記が義務付けられている。会社法では、ガーナの非公開と公開の両方の会社に関し、3 タイプの会社が認められている。

- (i) 株式会社（Company Limited by Shares）：構成員の責任が、構成員各自が保持する株式に対する未払いの金額に制限される会社。
- (ii) 保証有限会社（Company Limited by Guarantee）：構成員の責任が、構成員各自が破産時に会社の資産に寄与することを引き受けた金額に制限される会社。
- (iii) 無限責任会社（Unlimited Company）：構成員の責任に関して何も制限がない会社。

会社設立時に、社名、事業内容、取締役氏名を提出しなければならない。会社登記のために、無額面株の発行が必要とされる。それ以降、会社は株式の数を増やすことや、新株または優先株を発行することなどを、取締役会における特別決議または決定を通じて行うことができる。

ガーナでは外国会社は、ガーナ国内における資本や会社形態に係わらず External Company として位置づけられる（駐在員事務所、支店など）。しかし GIPC により連絡事務所（Liaison Office）の概念が導入された。

2. ガーナにおける会社設立から投資までのプロセス

会社設立においては、会社法、税務、環境関連、その他法令を考慮する必要がある。外国企業の場合は、GIPC 法による投資登録も考慮する必要がある。外国企業は GIPC 法での投資登録が義務づけられている。GIPC の登録は2年間ごとに更新の必要がある。

外国企業の場合、株式会社（Company Limited by Share）の設立が一般的である。会社設立書式の登記局（Registrar General's Department: RGD）への提出に先立って、新会社の取締役全員が個人納税者番号を取得しておく必要がある。納税者番号はガーナ歳入庁（Ghana Revenue Authority: GRA）でパスポートのコピーを提出することで作成できる。

これに加え、RGD で商号の重複事前確認、商号の予約が可能。それぞれ手数料がかかる。

会社設立から投資登録に続く主な行政手続きは、2017年5月現在、以下の通りである。

段階	所管官庁	手順	費用	発給証明書	日数
1 会社登録	登記局 (RGD)	1. 有限責任会社用会社登録申請書式 (Form 3)、取締役決定書 (Form 4) の提出 2. 登記料の支払い 3. 印紙税の支払い	Form 3&4 各10GHS 登記料: 資本金の0.5% 印紙税: 230GHS	1. 会社登記証 2. 事業開始証明書	5 営業日
2 会社の納税者登録	ガーナ歳入庁 (GRA) 内国税部 (DTRD)	1. 必要な納税者登録書の提出	無料	納税者番号 (TIN) の取得	非該当
3 投資登録	ガーナ投資促進センター (GIPC)	1. 投資登録申請書 (Form GIPC/R1)、会社登記証、事業開始証明書、会社定款 (正通)、婚姻証明書、居住証明書提出 2. 資本金証明 (ガーナ中銀から自動で提出される)、現物による資本の証明書類提出 3. 登記料の支払い (銀行手形) 4. 公式レターによる移民割当要求書の提出	内資・合弁・外資の別、セクターによる	投資登録証	5 営業日
4 セクター別許認可、登録	鉱物委員会 石油委員会 GFZB ガーナ標準規格機構等		US\$2,000 ~ US\$5,000	試掘ライセンス 鉱区ライセンス GFZBライセンス 営業許可等	28日以内
環境影響評価 (製造業等)	環境保護庁 (EPA)	1. 環境評価登録書の提出 2. 公認測量士が署名した用地計画書の提出 3. 鉱区計画書の提出 4. 近隣協議の証拠書類の提出 5. リース契約書の提出		環境許可書	非該当

出所: GIPC Business Registration の情報に基づき作成 <http://www.gipcghana.com/invest-in-ghana/doing-business-in-ghana/starting-a-business.html>

図 IV-1: ガーナにおける会社設立から投資までのプロセス

上図のうち、GIPC の投資登録料金は会社形態により異なる²⁹。業種やプロジェクトの性質によっては会社設立時や投資登録時に環境影響評価 (EIA) の実施を指示される場合がある。

セクター別の規制官庁は特定の事業に対して許認可を行う。例えば、ガーナ観光庁は観光施設・サービスの営業許可と分類を通じてガーナの観光業の許認可を管轄する公的機関である。一部のセクター別規制当局を以下に挙げる。また、このほか、各地方自治体において営業許可書 (Business Operation Permit) を取得する。

表 IV-1: 一部の部門別規制担当部署

規制官庁	ウェブサイト
ガーナ観光庁 (Ghana Tourism Authority)	http://www.ghana.travel/
鉱物委員会 (Minerals Commission)	http://www.ghana-mining.org/ghanaims/
石油委員会 (Petroleum Commission)	http://www.petrocom.gov.gh/
ガーナ標準規格機構 (Ghana Standards Authority)	http://www.gsa.gov.gh/
食品医薬品庁 (Food and Drugs Authority)	http://www.fdaghana.gov.gh/
環境保護庁 (Environmental Protection Agency)	http://www.epa.gov.gh/epa/

²⁹ 例えば、新規ではガーナ企業 1,050 セディ、貿易・商取引ガーナ企業、及びガーナ・外資合弁 10,500 セディ、外資 16,800 セディ、製造業・輸出業 21,000 セディ、更新では、外資と合弁 2,730 セディなど。
(GIPC ウェブサイト
URL: <http://www.gipcghana.com/invest-in-ghana/doing-business-in-ghana/cost-of-doing-business/business-registration.html>)。

第 V 章： 税制

1. 法人税

(1) 税率

会社に適用される一般法人税率は 25% であるが、次表に示すように、会社のタイプにより適用される税率が異なる。

表 V-1: 法人税

会社のタイプ	税率 (%)
一般税率	25
非伝統的輸出品 ³⁰ を扱う会社	8
ホテル	22
ガーナ証券取引所上場会社	22
金融機関（農業企業への融資から収入を得る）	20
金融機関（リース会社への融資から収入を得る）	20

出所：GRA (2016). Domestic Taxes, <http://gra.gov.gh/index.php/tax-information/income-tax>

(2) 特別税率

以下の事業に対する特別税率がある。

表 V-2: 非伝統的製品の輸出及び特定事業に対する特別税率

所得の性質	税率 (%)
非伝統的製品の輸出	8
財・サービスの輸出に従事するフリーゾーン企業、デベロッパー（10年間の免税後）	15
財・サービスの国内供給に従事するフリーゾーン企業、デベロッパー（10年間の免税後）	25
証券取引所上場会社	22

注：フリーゾーン企業、デベロッパーに対する優遇については表 III-1 を参照。

出所：GRA (2016). Domestic Taxes, <http://gra.gov.gh/index.php/tax-information/income-tax>

2. 期間限定の法人税減免（タックス・ホリデー）

タックス・ホリデーの対象となる事業には、下表に示すように、不動産業、農村銀行、農業と農産加工業、廃棄物処理、フリーゾーン企業などがある。タックス・ホリデー期間は、フリーゾーン企業を除き課税対象について税率 1% の減税措置となる。

³⁰ ガーナの輸出入規制は輸出入法（Exports and Imports Act, 1995 (Act 503)）で規定される。同法では、伝統的（Traditional）と非伝統的（Non-traditional）の 2 つの輸出品が規定されている。伝統的輸出品は金、ダイヤモンド、ボーキサイト、マンガン、その他の鉱物資源、カカオ豆、コーヒー、木材、電力で、輸出には、輸出税がかかる。非伝統的輸出品は、伝統的製品とその加工品を除くすべての製品である。現在 383 種類以上の非伝統的輸出品がある。これらには輸出税がかからない。

表 V-3: タックス・ホリデーの対象と優遇対象期間

対象セクター	適用期間	税率	
低価格住宅事業を営む認可企業の法人税	開業した年から 5 年間	1%	
農村銀行業法人税	開業した年から 10 年間		
農業・農産加工	樹木作物農家の所得		最初の作物収穫から 10 年間
	換金作物（コーヒー、オイルパーム、シアバター、ココナッツなど）または畜産（牛または魚を除く）の所得		開業した年から 5 年間
	畜牛		開業した年から 10 年間
	カカオ副産物事業による所得		商業生産を開始した年から 5 年間
	農産加工事業法人税		商業生産を開始した年から 5 年間
廃棄物処理（プラスチックとポリテンを含む）法人税	開業した年から 7 年間		
フリーゾーン企業、デベロッパー法人税	開業後の最初 10 年間	0%	

注：農村銀行は農村住民に銀行サービスを提供し、小規模農家・事業への信用貸を行い、開発プロジェクトを支援する。

出所：Income Tax Act, 2015 (Act 896)

3. 地域税制優遇措置

所得税法（Income Tax Act, 2015 (Act 896)）に従い、特定地域に立地する製造業企業は法人税率を下記の通り割り引かれる。フリーゾーン企業で、10 年間の優遇期間が終わった後、国内市場に財・サービスを提供される場合や、非伝統的輸出を行う場合も適用される。アクラ、テマは対象外。

表 V-4: 製造業の地域税制優遇措置

所在地	税率
アクラ、テマ以外のすべての州都	一般税率の 75%
州都外	一般税率の 50%

注：アクラ及びテマ内に位置する製造事業は一般税率 25%を支払う。

出所：Income Tax Act, 2015 (Act 896)

主な原料として国産農産物を原料として使う農産加工企業には、前述のタックス・ホリデーの適用期間が終わった後 5 年間にかぎり、以下の通りに、所在地に準じた法人税率減税措置が適用される。

表 V-5: 農産加工業の地域税制優遇措置

所在地	税率
アクラとテマ	20%
北部サバナ生態域外の他の州都	15%
州都外	10%
北部サバナ生態域	5%

出所：Income Tax (Amendment) (No.2) Act, 2016

4. 税額控除が認められる経費

以下の項目に係る経費は税額控除対象となる。

- (i) 融資金利
- (ii) 賃貸費、修理費
- (iii) 建物賃貸に関する控除
- (iv) 不良債権
- (v) 研究開発費
- (vi) 設備投資（生産に使用する資産の減価償却）
- (vii) 為替差損

5. 欠損金の繰越

欠損金は下記の条件で繰り越すことができる。

- (i) 特定優先分野で5年間
- (ii) 他の分野で3年間

優先分野は政府が決定し、複数の要因に基づき変更されることがある。GRA で最新情報を確認する必要がある³¹。

6. 配当金

配当金への所得税率は8%³²。

7. 個人（従業員）所得税

源泉課税（Pay-As-You-Earn: PAYE）の支払いは、個人所得税率に従い計算され、所得税納付責任を果たすために、従業員の給与から差し引かれて雇用主が納税する。

表 V-6:個人所得税年額税率

課税対象所得区分 (GH¢)	各区分の累計課税対象所得上限 (GH¢) ①	税率 (%) ②	税額 (GH¢) ③	累計税額 (GH¢) ④ (一段階下の③ +当該段階③)
第1段階 2,592	2,592.00	無税	0	0
第2段階 1,296	3,888.00	5.0	64.80	64.80
第3段階 1,812	5,700.00	10.0	181.20	246.00
第4段階 33,180	38,880.00	17.5	5,806.50	6,052.50
38,880 以上		25.0		

出所：GRA (2016).Domestic Taxes, <http://gra.gov.gh/index.php/tax-information/income-tax>

年額所得 30,000 セディに対する税額計算例を以下に示す。

(年額所得一区分一段階下の累計課税対象所得①) × 税率② + 一段階下の累計税額④

$$(GH¢30,000 - GH¢5,700) \times 17.5\% + GH¢246.00 = GH¢4,498.50$$

³¹ <http://www.gra.gov.gh/>

³² GRA (2016).Rates of Income Tax Contained in Income Tax Act, 2015 (Act 896), <http://www.gra.gov.gh/index.php/category/item/484-rates-of-income-tax-contained-in-income-tax-act-2015-act-896>

表 V-7:個人所得月額税率

課税対象所得 区分 (GH¢)	各区分の累計課税 対象所得上限 (GH¢) ①	税率 (%) ②	税額 (GH¢) ③	累計税額 (GH¢) ④ (一段階下の③ +当該段階③)
第1段 1,216	216	無税	0	0
第2段 108	324	5.0	5.40	5.40
第3段 151	475	10.0	15.10	20.50
第4段 2,765	3,240	17.5	483.88	504.38
3,240 以上		25.0		

出所：GRA (2016).Domestic Taxes, <http://gra.gov.gh/index.php/tax-information/income-tax>

月額所得 5,000 セディに対する税額計算例を以下に示す。

(月額所得－区分一段階下の累計課税対象所得①) × 税率② + 一段階下の累計税額④

$$(GH¢ 5,000 - GH¢ 3,240) \times 25.0\% + GH¢ 504.38 = GH¢ 944.38$$

なお、すべての税率及び規定は、変更されることがあるので、常に GRA に確認する必要がある。また、担当官により解釈が異なったり、税率や規定の改正が周知されていない場合があるので、個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に求めることが推奨される。

第 VI 章：輸出入手続き

1. 輸出入法

輸出入に関して以下の法律がある。

- 輸出入法 (Exports and Imports Act, 1995 (Act 503))
- 関税法 (Customs Act, 2015 (Act 891)) 及び関税 (改正) 法 (Customs (Amendment) Act, 2015 (Act 905))
- 保税倉庫規則 (Bonded Warehousing Regulation)
- 所得税還付規則 (Income Tax Rebate Regulation)

この章では、輸出入法 (1995 (Act 503)) の概要を説明する。関税 (改正) 法 (2015, Act (905)) は ECOWAS 対外共通関税を取り入れている。

2. 貿易手続きに係るシングル・ウィンドウ及びオンライン手続き

輸出入に係る許認可、行政手続きの多くの部分が、合理化されたオンライン手続きに統合された。ガーナ・シングル・ウィンドウ・システム (Ghana Single Window System) では、輸出入に加え、トランジットと倉庫保管の管理及び物流取扱のためのオンライン・プラットフォームを提供する。

現在、以下のモジュールが機能している。

- 事業登記：登記局：e-Registrar ポータル³³
- 規制製品の輸出入許可：e-MDA ポータル³⁴
- 通関手続き及び支払い、払い戻しの管理：e-Tax ポータル
- 貨物追跡システム：ガーナ貨物通関統合システム (Ghana Integrated Cargo Clearance System: GICCS)³⁵

3. 輸出

(1) 輸出許可書取得手続き

輸出業者は登記局で輸出業者登録を済ませた後、ガーナ歳入庁 (GRA) から納税者番号 (Tax Identification Number: TIN) を取得する。e-Registrar を通じて手続きはオンラインで行うことができる。必要書類と手続きについては e-Registrar のウェブサイトの説明がある³⁶。

手続きに関し、有限責任会社は以下の書類の提出が義務付けられている。

³³ https://egovonline.gegov.gov.gh/RGDPortalWeb/portal/RGDHome/eghana.portal?_nfpb=true&_st=&_pageLabel=home#wlp_home

³⁴ <https://emda.gcnetworkghana.com/mda/TraderLogin.do>

³⁵ <https://giccs.gcnetworkghana.com/giccs/jsf/login/GICCSLoginPage.jsf>

³⁶ https://egovonline.gegov.gov.gh/RGDPortalWeb/portal/RGDHome/eghana.portal?_nfpb=true&_st=&_pageLabel=home#wlp_home

- (i) 法人設立証明書
- (ii) 開業証明書
- (iii) 会社登記コード
- (iv) TIN
- (v) E メールアドレス
- (vi) 携帯電話番号

個人事業主は以下の書類を提出する必要がある。

- (i) 登記証明書
- (ii) 書式 A (Form A、個人事業主用登記申請書)
- (iii) E メールアドレス
- (iv) 携帯電話番号

ECOWAS 加盟国への輸出を開始するには、ECOWAS 貿易自由化スキーム (ECOWAS Trade Liberalisation Scheme: ETLS) にも登録する必要がある。登録はガーナ輸出促進庁 (Ghana Export Promotion Authority: GEPA) を通じて行うことができる³⁷。

(2) 輸出許可書・証明書取得手続き

輸出許可書・証明書を担当する規制官庁は輸出品により異なり、輸出業者は特定品目に対応する機関から種々の輸出許可書・証明書を取得しなければならない。各輸出品の許可書・証明書を交付する当局を下表に示す。

表 VI-1:輸出品とその輸出許可管轄機関

品目	管轄機関名
1. 古美術品	ガーナ美術館・博物館・記念建造物委員会 (Ghana Museum and Monuments Board)
2. 動物の部分から作られた製品	猟鳥獣・野生生物局 (Department of Game and Wildlife)
3. カカオ豆	ガーナカカオ委員会 (Ghana Cocoa Board: COCOBOD) の規制部による消毒・品質保証
4. 挽き材	林業委員会 (Forestry Commission)
5. 鉱石	鉱物委員会 (Minerals Commission)
6. 製造、加工品	ガーナ標準規格機構(Ghana standards Authority)
7. 鮮魚、加工魚	ガーナ標準規格機構 (Ghana Standards Authority)
8. コーヒー、シアナッツ、カシューナッツ、	COCOBOD
9. 食料、農産品 (ヤムイモ、パイナップル、プランタン、パームオイルなど)	植物保護規制局 (Plant Protection Regulatory Service)
10. 岩石及び岩石サンプル	地質調査局 (Geological Survey Department)
11. 野生生物 (は虫類など)	猟鳥獣・野生生物局 (Department of Game and Wildlife)
12. ペット	食糧農業省動物検疫局 (Veterinary Services, Ministry of Food and Agriculture: MOFA)
13. 化学物質	環境保護庁 (Environmental Protection Agency: EPA)

³⁷ GEPA のウェブサイトには輸出を開始するための基本情報が記載されている : <http://gepaghana.org/new/>

品目	管轄機関名
14. 医薬品	保健省 (Ministry of Health: MOH) 及び食品医薬品庁 (Food and Drug Authority: FDA)
15. パームオイル	FDA
16. 木炭	エネルギー委員会 (Energy Commission)
17. 遺体	出生・死亡登記局 (Birth and Death Registry)
18. 木材・木製品	林業委員会 (Forestry Commission)
19. 植物	食糧農業省 (MOFA)
20. 危険な武器	内務省 (Ministry of Interior)

出典：GEPA (2016), <http://gepaghana.org/ghanaian-exports/frequently-asked-questions/>

(3) ガーナが輸出を禁じている物品

- (i) 麻薬
- (ii) オウム類
- (iii) 500 セディを超えるガーナ通貨
- (iv) 原木 (12 樹種)
- (v) 籐と竹
- (vi) 猥褻物、ポルノ
- (vii) 他の法律で禁じられる品目

(4) 輸出許可書が不要な物品

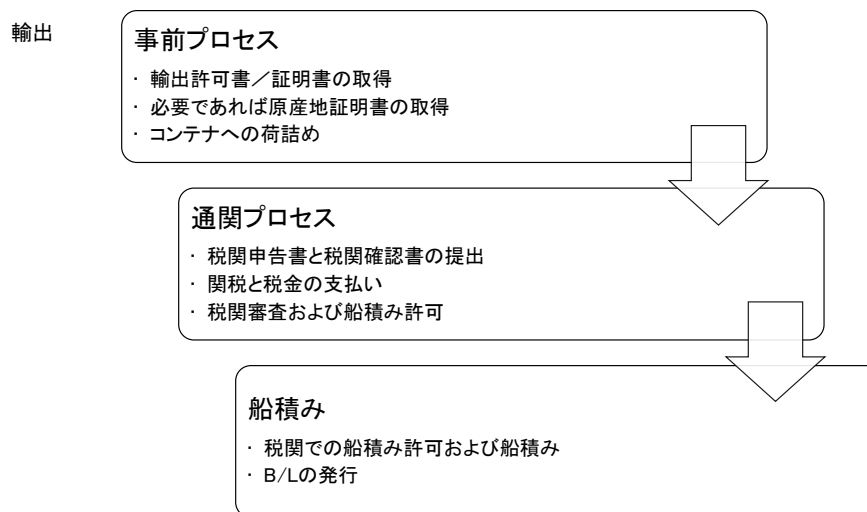
- (i) 現代にデザイン・制作された美術品：木、布、金属、石、宝石を加工して制作された絵画、彫り物、彫刻
- (ii) 編組細工用の繊維で作られたすべてのタイプのカゴ：最近製造されたヤナギの枝、籐、ヤシ、枝の細片、薄板、靱皮繊維など編組細工用の籐、ケナフ、竹、ラフィア、ヤナギの作られた品物
- (iii) ドラムと楽器：現代に制作・製造されたドラム、木琴、フルート、マラカス、カスタネット（親指ベル）、楽器
- (iv) すべての種類の原材料から作られたすべてのタイプの衣類：明らかに現代のデザインと製作によるもの。履物：革製のサンダル、靴その他の布：ショール、レギンス、現代の設計と制作。現代に制作された皮革製品
- (v) プリントで手織りを真似たケンテ及びハンドバッグ、財布、ジャケット、アノラックなどケンテでつくられたすべての製品
- (vi) ネクタイから伝統的の衣服まで、あらゆる形態の用途と応用による最近製造された手織りのケンテ。主に標章などの王に関するすべての商品、ケンテ製アクセサリー、ケンテの細片、ケンテ製ストール、ケンテ製バッグ、ケンテ製ヘッドバンド、ケンテ製イヤリング、ケンテ製タイ及びカマーバンド、ケンテ製衣類、ケンテ製履物、ケンテ製帽子、ケンテ製ブレスレット

(5) 輸出に必要な書類と輸出手続きの流れ

輸出に必要な書類と手続きは品目（伝統的、または非伝統的輸出品、規制、または無規制品の別など）と目的地により異なる場合がある。一般に、以下の書類が必要である。

- (i) 梱包明細書
- (ii) ガーナ輸出申告書（Ghana Export Form、非伝統的産品輸出業者用）³⁸
- (iii) コマーシャル・インボイス
- (iv) 税関申告書
- (v) 原産地証明（EU向け、一般特惠関税制度（GSP）加盟国向け、アフリカ成長機会法（AGOA）用輸入許可など）
- (vi) 衛生証明書／植物検疫証明書（該当する場合）
- (vii) 各種検査証明書（顧客によっては必要になる）
- (viii) 船荷証券（Bill of Lading: B/L）、航空貨物運送状（Air Way Bill: AWB）

一般的な輸出手続きの流れを下図に図示する。



出所：Ghana Single Window に基づき作成 <http://www.ghanasinglewindow.com/>

図 VI-1:輸出手続きの流れ

フリーゾーンでは税関担当官立ち会いによるオンサイトでの通関手続きを行う。

4. 輸入

(1) 輸入に関する機関とサービス

海港を通じた貨物の通関には、契約上の責任や税務を果たすために、様々な物流サービス業者及び政府機関での手続きが発生する。行政機関としては、ガーナ歳入庁関税局、港湾、物流会社、海運会社、通関業者、その他機関がある。

(2) 特別許可書を必要とする規制品

下表に特別許可を必要とする輸入品を挙げる。一部の許可はガーナ・シングル・ウィンドウの e-Permit システムを通じて申請できる。

³⁸ 伝統的輸出品は鉱石、カカオ豆、木材と丸太、鮮魚、生ヤマイモである（出典：GEPA ウェブサイト）

表 VI-2:輸出品とその輸出許可管轄機関

品目	管轄機関
1. 薬品	保健省 (MOH)
2. 化学物質	環境保護庁 (EPA)
3. 肉製品	動物検疫局 (Veterinary Services , MOFA)
4. 武器・弾薬	内務省 (Ministry of Interior)
5. 鉱業用爆発物	内務省 (Ministry of Interior)
6. ゲーム (賭博) 機	内務省 (Ministry of Interior)
7. 通信機器	国家通信庁 (National Communication Authority)

出所 : Ghana Single Window. <http://www.ghanasinglewindow.com/>

(3) 輸入手続きに必要な書類

ガーナの関税法では、個人申告者を除くすべての輸入業者に対し、ガーナ国内のすべての貨物ターミナルでの通関手続きにおいて、認可通関業者を利用することを義務付けている。

通関手続きに必要な書類を以下に挙げる。最終品目分類・評価書 (Final Classification and Valuation Report: FCVR) や輸入申告書 (Import Declaration Form: IDF) などの一部の書類は、ガーナ・シングル・ウィンドウのウェブサイトからダウンロードできる。

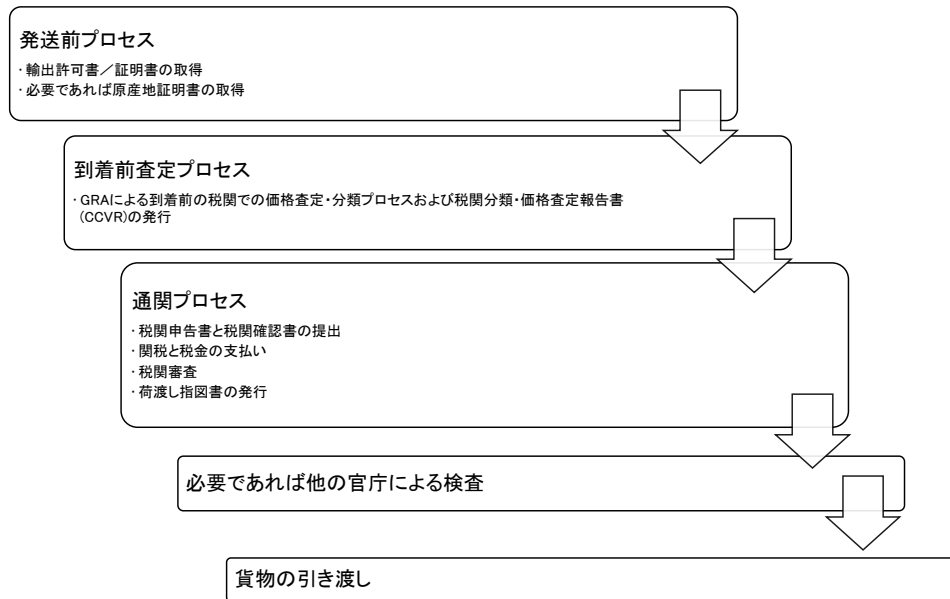
- (i) 海上輸送貨物については B/L 原本、航空については AWB
- (ii) 梱包明細
- (iii) FCVR
- (iv) IDF
- (v) 所得税納付証明書
- (vi) 単一行政書類 (Single Administrative Document: SAD)
- (vii) 送付案内状 (海上輸送の場合)
- (viii) TIN
- (ix) サプライヤーのインボイス (写しを作成し署名あり)
- (x) 検査報告書
- (xi) 関税売上税納税証明書 (該当する場合)

加えて、ガーナに輸入される食品、薬品、その他の商品は、一般表示規則 (General Labeling Rules, 1992, L.I.1514) の要求に従い、明確な表示、またはラベル貼付が必要。

(4) 一般的な輸入通関手続きの流れ (全般的な流れ)

以下に、輸入の流れを簡単に示す。

輸入



出所：Ghana Single Window に基づき作成 <http://www.ghanasinglewindow.com/>

図 VI-2: 輸入手続きの流れ

5. 地域・国際貿易協定及び優遇措置

(1) ECOWAS

i) ECOWAS 対外共通関税 (CET)

ECOWAS は改訂版対外共通関税 (Common External Tariff: CET) システムを導入し、ガーナでは 2016 年 2 月に適用を開始した。CET に従い、各加盟国は ECOWAS 圏外からの輸入品に対する関税に、最高 35% までの 5 段階の税率を適用する。このシステムにより、ECOWAS の関税スキームが簡素化され、関税率が大幅に低下した。これにより、加盟国間の自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) の効果が強化された。統合プロセスの次の段階は、共通地域市場の形成である。

ii) 輸入品にかかる関税、税金

ECOWAS の CET は以下のカテゴリーに分類される。

表 VI-3: ECOWAS CET システムに基づき輸入品にかかる関税率

カテゴリー	税率	説明	タリフライン
0	0%	社会的に必須な物品	85
1	5%	基本的な必需品、原料、資本財、特別な投入材料	2,146
2	10%	中間製品	1,373
3	20%	消費財の最終製品	2,165
4	35%	経済発展のための特定の物品	130

出所：以下に基づき編集。ECOWAS, ECOWAS CET, <http://www.aidfortrade.ecowas.int/programmes/ecowas-common-external-tariff-cet>; Ministry of Finance (2013), The Budget Statement and Economic Policy of the Government of Ghana for the 2014 Fiscal Year, http://www.mofep.gov.gh/sites/default/files/budget/2014_Budget_Statement_0.pdf

(2) EU—アフリカ・カリブ・太平洋諸国経済連携協定

この協定は、アフリカ・カリブ・太平洋諸国（African, Carribean and Pacific: ACP）と EU の間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）で、ACP 諸国は EU から輸入される多くの製品に対して相互特惠待遇を適用する。西アフリカ—EU EPA の主な目的は、欧州と西アフリカ（ECOWAS とモーリタニア）間の自由貿易地域の確立である。

(3) WTO 協定

ガーナは WTO 発足時からの加盟国である。ガーナはすべての貿易相手国に対し最恵国待遇（Most Favoured Nation: MFN）を適用している（WTO 協定に従い加盟国を平等に処遇するという原則に基づく）。しかし、WTO 協定はガーナの国内法令に直接編入されていないため、国内の裁判所でこれに援用することはできない。

(4) アフリカ成長機会法（AGOA）

i) AGOA —米国のイニシアティブ

AGOA（Africa Growth and Opportunity Act）は米国政府のイニシアティブであり、2000 年 5 月に合意がなされた。同法適用が認められたサブサハラアフリカ諸国から米国市場への特定製品の輸入に対して免税アクセスを容認するもの。AGOA は一般特惠関税制度（GSP）を拡大し、特定商品の米国への輸入に対し、無税無枠の輸入が可能。この米国政府のイニシアティブは、米国のサブサハラアフリカとの投資・貿易を拡大し、経済統合を奨励し、経済成長を刺激し、サブサハラアフリカと世界経済の統合の促進を目的とする。

ii) AGOA と GSP の比較

AGOA は織物と衣料を含む貿易・投資の多くのセクターを対象とする。米国 GSP は織物と衣料を含まないが、AGOA は GSP 品目リストを拡張し、初めて織物と衣料を盛り込んだ。

iii) 米国向け繊維・縫製輸出

AGOA で適格となっているガーナからの輸出品は、無税無枠で米国市場にアクセスできるが、生産能力の不足により、十分に活用できないでいる。今後、繊維・縫製分野での投資を促進して、ガーナから米国向け輸出振興を図るとともに、雇用を創出することが期待される。

第 VII 章：労働力と入国管理

ガーナ内務省傘下のガーナ移民局（Ghana Immigration Service）は、移民法（Immigration Act, 2000 (Act 573)）の規定に従い、ガーナへの外国人の入国、居住、就労の許可を担当する最前線の機関である。

1. 査証に関する規則

入国査証は到着前に在外ガーナ大使館、高等弁務官事務所³⁹、領事館で取得できる。但し、ガーナの在外大使館も領事館も存在しない国から私用または商用で急に訪れることになった人に対しては緊急査証、到着時査証を発給する。

ガーナ入国査証として外交官査証と一般査証がある。ガーナが発給する一般査証には複数のタイプがあり、注意が必要である。

表 VII-1:ガーナが発給する一般査証のタイプ

i)	B-1 - 商用査証
ii)	B-2 - 休暇／観光査証
iii)	C-1、C-2 - 通過査証
iv)	D - 乗組員査証
v)	F-1、F-2 - 学生査証
vi)	H-1～H-4 - 臨時労働者査証

出典：Ghana Immigration Service (2016), http://www.ghanaimmigration.org/visiting_overview.html

2. 労働許可書要件

ガーナで労働許可書を取得するための要件を以下にまとめる。

(1) 内務省－労働許可書

すべての申請は内務省に対して提出する。

労働許可書新規申請

- (i) 申請者または申請者を雇用する組織からの申請書
- (ii) 履歴書（CV）または学歴証明書
- (iii) 婚姻証明書（申請者がガーナ国民と結婚している場合）
- (iv) 該当する場合は、配偶者（ガーナ国民）からのサポート・レター
- (v) 申請者を雇用しようとする会社の登記証明、雇用目的
- (vi) 開業証明書（Certificate of Commencement of Business）
- (vii) 政府施設で働く場合は、適切な機関からのサポート・レター
- (viii) 会社の監査済み決算報告書
- (ix) 納税証明書
- (x) 採用通知

³⁹ 英連邦加盟国間で相互に設置するもので、大使館に相当する。

会社の労働許可書の更新

- (i) 会社の最新納税証明書
- (ii) 会社の監査済み決算報告書
- (iii) 付加価値税（VAT）登録証明書
- (iv) 外国人、ガーナ国民と外国人の合弁事業により所有される会社の GIPC 登録証明書

専門家

専門家は、例えば以下のような各専門機関のサポート・レターを必要とする。

- (i) 医師：歯科医・医師協議会の証明または登録
- (ii) 看護師：助産師協議会の証明または登録

(2) 内務省による入国割当

すべての申請は内務省に対して提出する。

手続き

- (i) 申請書の提出
- (ii) 申請者・組織による AG 1 書式⁴⁰の購入・記入
- (iii) AG 1 書式と添付書類の提出
- (iv) 審査と報告のためにガーナ移民局に書類を回送

AG 1 書式への添付書類

- (i) 納税証明書
- (ii) 銀行報告
- (iii) 会社の登記、法人設立証明書、開業証明書

割当数の記入

- (i) 審査書式の購入
- (ii) 正しく記入した書類に適切な書類を添付し、割当担当事務局に提出

審査書類に関するすべての質問に適切に回答する。

添付書類

- (i) 採用通知、または契約書
- (ii) CV または学歴証明書
- (iii) 専門機関からの審査書類証明書 15 通（該当する場合）

⁴⁰ AG 1 書式はガーナ内務省が発行する申請書式様式の一つである。

(3) GIPC による労働・居住許可割当

GIPC 法 (2013 Act865) では、投資登録を行った企業について、以下の資本金要件に基づき、外国人労働許可割当数を認めている。

表 VII-2:外国人労働許可割当数

割当数	金額 (US\$)
1 人	50,000 - 250,000
2 人	250,000 - 500,000
3 人	500,000 - 700,000
4 人	700,000 以上

出典 : GIPC Act, 2013 (Act 865)

(4) ガーナフリーゾーンライセンス保有者

フリーゾーン法 (1995, Act 504) に従い、ガーナに居住し、フリーゾーンでの就労を希望する外国人は、労働及び居住許可が必要である。フリーゾーン企業の外国人従業員に関する労働及び居住許可の申請は GFZB に提出され、GFZB がガーナ移民局との協議の上、必要な措置を講じる。

3. 居住許可

居住許可は 4 グループに分類される。労働許可または移民割当証明書を取得した外国人は、国内に留まり、就労するための居住許可をガーナ移民局から取得しない限り、直ちにガーナで就労することはできない。

表 VII-3:種類の居住許可書の申請要件

居住許可書の種類				
	1. 内務省労働許可保有者	2. 内務省移民割当証明書保有者	3. GIPC 割当証明書保有者	4. フリーゾーンライセンス保有者
社 隊	1) 会社からの居住許可申請レター (原本と写し)			
	2) 会社に関する書類 : 開業証明書、会社のコード、法人設立証明書 (新規申請についてはそれぞれ 2 通)			
	3) 記入済み居住許可書式			
	4) パスポートサイズの写真 3 枚			
	5) 内務省からの承認レター (原本と写し)	5) 移民割当委員会からの承認レター (原本と写し)	5) GIPC からの承認レター (原本と写し)	5) 会社のフリーゾーンライセンスの写し
6) CV				
7) 本国の警察の報告書				
8) ガーナの公認医療機関が作成した医療報告書				
9) 雇用者との雇用契約書				
10) 会社の納税証明書の写し				

出所 : Ghana Immigration Service (2016). Residing in Ghana, http://www.ghanaimmigration.org/r_gh.html

4. 滞在延長手続き

訪問者の滞在延長申請は以下の書式等をそろえて提出する⁴¹。

⁴¹ Ghana Immigration Service (2016). Extension of Stay, http://www.ghanaimmigration.org/Extend_yourstay.html

- (i) ガーナ移民局本部または近くの地域支部から入手した必要申請書
- (ii) パスポートサイズの写真（最近撮影したもの）2枚
- (iii) 3カ月を超える期間の滞在を希望する場合、滞在理由を記した申請レター
- (iv) 申請期間の最終日までに訪問者が出国することを保証する、有効な復路航空券またはこれに代わる書類
- (v) ガーナに投資する意図を示す証拠となる書類の提出（投資を意図している者の場合）
- (vi) 有効な旅券
- (vii) 必要な手数料

就労は査証の種類によっては制限されることに注意が必要である。

5. 入国管理：期間

下表に、適切に要件を満たした申請者へのガーナ移民局による居住許可、労働許可、居住許可延長の発給に要する期間（目安）を示す。

表 VII-4:労働、居住許可発給に要する期間

サービス	期間
1.労働許可（ECOWAS 国籍）	4 週間
2.労働許可（他の国籍）	4 週間
3.居住許可	6 週間
4.居住許可の延長	2 週間

出所：Official Circular by Ghana Immigration Service

申請者に対する種々のサービスの料金及び手数料に関する情報については変更されることがあるため注意が必要で、ガーナ移民局に問い合わせることが望ましい⁴²。

6. 労働条件

(1) 雇用者の権利と義務

労働法（Labour Act, 2003 (Act 651)）では、労働者の雇用、管理、異動、昇進、解雇などを行う雇用者の権利を規定している。また、同法では雇用者の義務として、仕事及び適切な原材料、機械、備品、道具を提供し、合意した報酬を支払い、労働者が傷病、健康被害などのリスクを負わないよう確保するための実行可能なあらゆる手段を講じることを定めている。

(2) 労働者の権利と義務

同法では労働者の権利として、①満足できる安全で健康的な条件下での労働、②同一労働同一賃金、③休息、余暇、妥当な労働時間制限、有給休暇、公休日に対する報酬、④労働組合の設立、参加などを定めている。

労働者の義務としては、与えられた仕事の遂行において当然払うべき注意の行使、規則正しく時間を厳守して出勤すること、生産性の向上などを定めている。

⁴² http://www.ghanaimmigration.org/fees_2015.html

(3) 雇用契約

6 カ月以上の期間、または 1 年間に 6 カ月以上に相当する労働日数の雇用者による労働者の雇用は、書面での雇用契約書の締結が必要。

(4) 雇用の制限的条件の禁止

雇用者は労働者に対し、労働者自身の選択により労働組合を設立し、もしくはそれに参加する権利を認めなければならない、労働組合の設立もしくはそれへの参加を認めないことはできない。また、性別、人種、肌の色、民族、宗教、信条、社会的・経済的地位、障害、政治を根拠として労働者を差別してはならない。

(5) 雇用の終了

雇用契約は任意の時点に一方の当事者により以下のように終了することができる。

- (i) 3 年以上の契約の場合、1 カ月前までに通知するか、または通知の代わりに 1 カ月分の賃金を支払う。
- (ii) 3 年未満の契約の場合、2 週間前までに通知するか、または通知の代わりに 2 週間分の賃金を支払う。
- (iii) 週ごとの契約の場合、7 日前までに通知する。

(6) 労働時間数と有給残業

労働者の労働時間は、労働法で特に規定する場合を除き、1 日 8 時間または 1 週 40 時間までとする。

事業の規則で定められた労働時間後に労働者が働く場合、追加時間数は残業時間とみなされ、それに対して賃金を支払わねばならない。

これ以外に、有給休暇、休息（労働の中断）、障害がある人・女性・若者の雇用を促すインセンティブ、その他の規則が労働法で規定されている。

7. 基本給、賃金、報酬

労働法では、最低賃金（日給）を規定している。2017 年 1 月から発効したガーナの最低賃金は 1 日 8.80 セディである。

下表に、国際労働機関（ILO）による賃金調査から、ガーナでの雇用タイプ別平均賃金を引用する。この表では、雇用タイプにより平均賃金に大きな差があることがわかる。

表 VII-5:ガーナの平均賃金 (2015 年)

雇用タイプ	平均報酬	
	GH¢ /日	US\$/日
未熟練労働者 (例：農地の監督、農作物農地の労働者、遠洋漁船の乗組員など)	7.00 * 最低賃金	1.84
単純熟練労働者 (例：穀物製粉業者、パン類製造業者、布の織工、ミシン操作者)	7.00 * 最低賃金	1.84
高度熟練労働者 (例：事務職員、手組み製版工、機械製版工、印刷工)	101.29	26.59
建設労働者 (例：建築電気工、配管工、レンガ積み職人など)	144.40	37.90
高水準管理職 (例：政府行政官)	212.00	55.64

注：2015 年 12 月の為替レート：US\$ 1 = GH¢ 3.81
出所：ILO (2015) を編集。www.ghana.gov.gh

8. 国民年金制度

国民年金制度では、労働者の定年退職後の所得を確保するための年金支給を定めている。年金法 (Pension Act, 2008 (Act 766)) では、以下の 3 段階からなる年金制度を定めている。

- (i) 第 1 段：強制的基礎国民社会保障制度。第 1 段の強制的社会保障制度は、社会保障・全国保険信託 (Social Security and National Insurance Trust: SSNIT) が管理する。
- (ii) 第 2 段：公的に資金を出資し民間で運用管理する強制的職業年金制度
- (iii) 第 3 段：公的に資金を出資し民間で運用管理する貯蓄型ファンド及び個人年金制度 (任意)

雇用主は毎月末、各労働者に代わり、従業員の給与の合計 18.5% に相当する金額を強制年金制度に支払うことが法律で義務付けられている。合計 18.5% の内訳は、雇用者が労働者の月給の 5.5% に相当する金額を差し引く分と、同月の労働者の給与の 13% に相当する金額を雇用者が拠出する分である。これは一般規則であり、個々のケースに対して特別な率が適用される。例えば 2010 年現在 50 歳で 2014 年国民年金 (改正) 法 (National Pension (Amendment) Act, 2014 (Act 883)) により 2008 年年金法を免除された人の場合は 17.5% である⁴³。

すべての税率及び規定は、変更される場合があることに注意が必要である。常に GRA に確認すること。

⁴³ SSNIT, About Us, <https://www.ssnit.org.gh/about-us/>

第 VIII 章： インフラストラクチャー

1. 土地

ガーナには、適切な代理人と所有者を通じて確保が可能な広大な土地がある。土地の購入を検討する場合、ガーナでの土地購入は借地契約（自由保有または永久所有権契約ではない）としてのみ可能であることに注意が必要である。借地権は期間を限定してのみ保有可能な資産である。最長の所有権有効期間は外国人で 50 年、ガーナ国民で 99 年である。

外国企業がガーナにおける投資と事業開発のために土地取得を希望する場合は、主に下記のような手段をとる。

- (i) 地主と接触して個別に交渉する
- (ii) 購入可能な土地を土地委員会（Lands Commission）に紹介してもらう
- (iii) GIPC の土地銀行（Land Bank）に登録された土地を紹介してもらう
- (iv) フリーゾーン内の土地の賃借について GFZB と交渉する

GIPC では所有者等からの情報を基に賃借可能な土地の情報を集めたデータベースを管理していて、投資家の問い合わせに対して土地の情報を提供し、取得プロセスを補助する（アッパー・イースト州を除き、ガーナの全地域の多数の土地が登録されている）。

但し、実際にはガーナの土地制度は登記制度の整備が終わっておらず、権利関係が十分に明確になっていない土地も多い。そのため、土地取得においては、土地委員会等に対する十分な地権者の確認等が必要である。

2. 道路

(1) 道路網

ルートのタイプ別に幹線道路を分類すると、4,426 kmが首都と州都を結ぶ国道、6,203 kmが州間の重要なルート、2,738 kmが地区の中心地をそれぞれの州都、近隣県中心地、主な産業・貿易・観光拠点と結ぶ州道、680 kmが集落内の道路である。路面タイプ別では、ガーナの幹線道路の 42.7%が舗装され、47.4%は未舗装、残りは未開通区間、または町道と分類される⁴⁴。

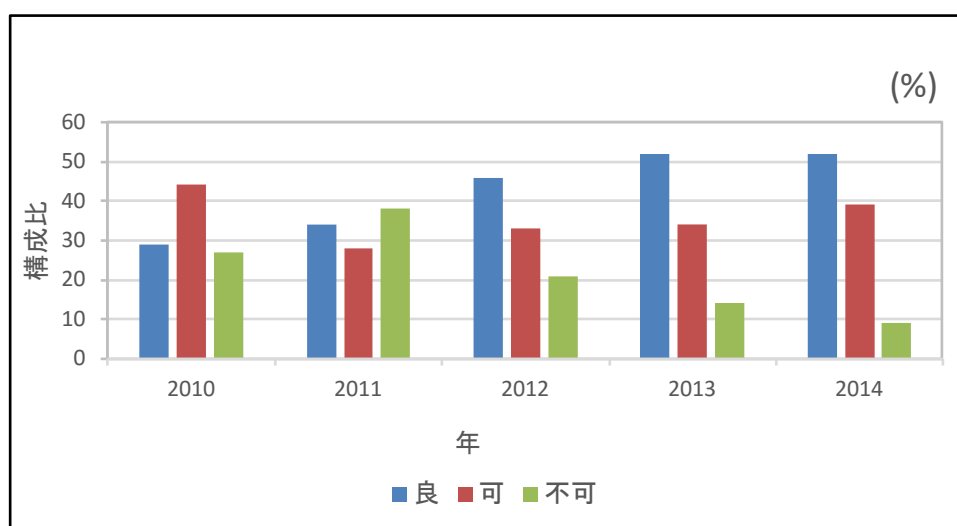
道路状態に関する 2017 年の目標として、その状態の評価が 61%が「良」、24%が「可」、15%のみが「不可」になることを目指す。沿岸、中央、東部、西部、北部という 5 本の在来道路回廊のさらなる整備を進めている。政府は官民パートナーシップ契約により、アクラーテマ、アクラータコラディ、アクラークマシを結ぶ道路の整備を継続している。これらの道路はガーナと隣国（トーゴ、コートジボワール、ブルキナファソ）との貿易促進を支える。ガーナ道路公社は長期計画の中で、トーゴとコートジボワールを結ぶさらに 4 本の並行する回廊の建設を提案している⁴⁵。

⁴⁴ Ministry of Roads and Highways (2011). Statistical and Analytical Report, Transport Indicator Database, March; Ministry of Finance and Economic Planning (2010), Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

⁴⁵ Ghana Highways Authority, Strategic Plan 2015-2017; Ministry of Finance and Economic Planning (2010). Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

(2) 道路網の状態

道路状態は、2011年に「良」の道路は34%であったが、2012年に46%、2013年に52%に改善し、2014年は52%と変わらなかった。「可」の道路は2012年には28%から33%に、2013年は34%に、2014年は39%に改善した。「良」と「可」の両方の道路状態が改善するにつれ、不可状態の道路は減少し、2011年の38%から2012年の21%、2013年は14%に、2014年は9%に改善した⁴⁶。



出所：Ghana Highways Authority, Strategic Plan 2015-2017.

図 VIII-1:道路状態構成比の推移 (2010～2014年)

(3) トランジット道路輸送

内陸諸国による域外貿易、地域内貿易（東西と南北）では、ガーナは有利なポジションに位置し、以下のインフラストラクチャー・ミックスを使うトランジット輸送は、ガーナにおける投資機会となっている。

- 東西のアビジャンーラゴス回廊（道路回廊）
- テマから陸封国（ブルキナファソ、マリ、ニジェール）への南北のルート。これはブルキナファソとの間を結ぶ795 kmの鉄道による接続を含む。
- アクラからラゴス。ロメーコトヌー間は鉄道。

進行中の最も重要なインフラストラクチャー開発は、9本の大陸回廊で構成される多国籍間道路網であるアフリカ横断道路（Trans-African Highway: TAH）で、その中のTAH-7回廊が東西の軸に沿ってガーナと他のアフリカ諸国を結ぶ。TAH-7はダカールからラゴスまで延び、アクラを通過する。それはTAH-8（ラゴスーモンバサ）に続き、全体として大陸を横断する10,269 kmの東西道路を形成する。また、TAH-1道路とも合流し、大陸西端周辺のもう1本の南北ルートを形成する。

⁴⁶ Ministry of Finance and Economic Planning (2010). Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

TAH-7はダカルからラゴスまで（4,010 km）、ほぼ完成し、約 80%が舗装されている。アビジャンからラゴスまでは、アビジャンからガーナ国境までの道路が完成している。ガーナ国境から、在来道路がケープコーストからアクラまで走り、さらにトーゴとの国境まで続く。トーゴ国内の 80 キロの部分で北側でロメをバイパスする新設道路に切り替わる。コトヌーとポルトノヴォを通過するベナン区間はナイジェリア国境まで利用可能であり、ナイジェリア国内では、国境からラゴスまでの 60 キロの区間がすでに利用されている。TAH-7 道路は 2 車線であるが、ガーナを含むルート of 東側 3 分の 1 の短い区間は 4 車線である⁴⁷。



出所：Ministry of Finance and Economic Planning (2010). Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

図 VIII-2:アフリカ横断道路の地図

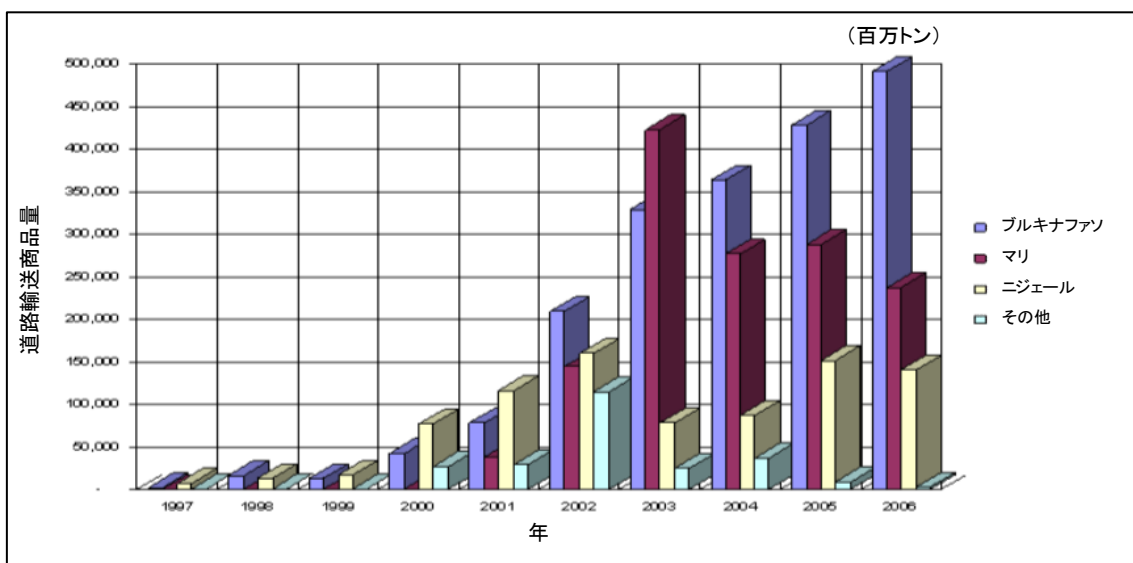
ECOWAS の内陸国（マリのバマコ、ブルキナファソのワガドゥグ、ニジェールのニアメ）はすでに舗装道路でアビジャン、アクラ、ロメと結ばれている。

内陸国には以下の 5 本の競合する回廊が通じている。

⁴⁷ Ministry of Finance and Economic Planning (2010). Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

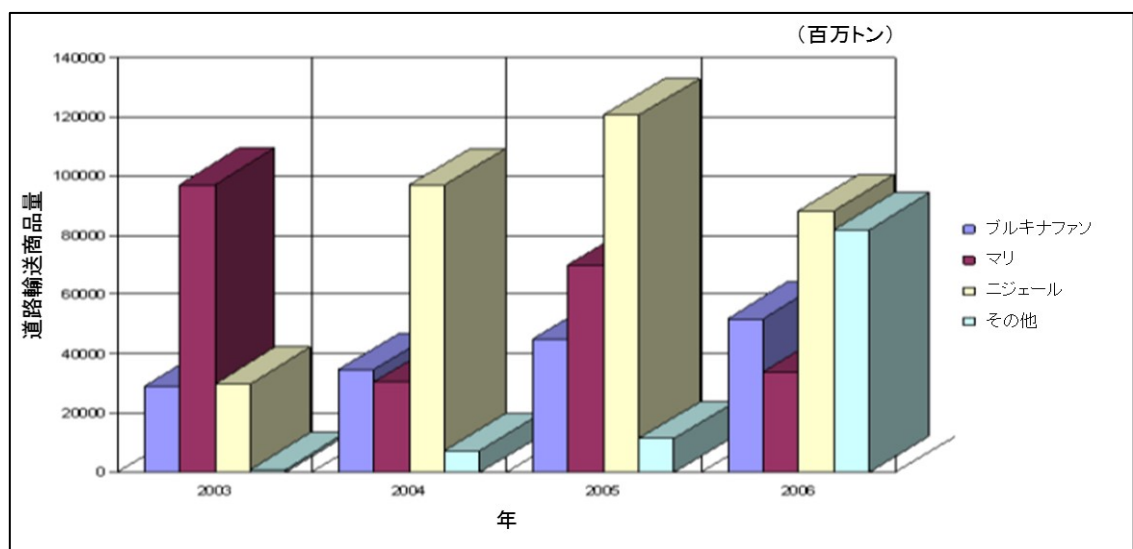
- ブルキナファソまでのアビジャン道路・鉄道回廊
- ロメ回廊
- テマ回廊
- コトヌー回廊。基本的に石油輸入を目的とし、一般貨物にはあまり便利ではない
- ダカールーバマコ鉄道回廊

以下の表に示すように、他の輸送ルートと比較したガーナの競争上の位置づけは、距離の点で有利であり、行程の管理という点でも他のルートを上回ることである。ガーナを通過する公式交通回廊の道路状態はすべて良または可である。国道6号線(N6)と国道10号線(N10)は、主にブルキナファソとニジェールへの公式交通回廊である。



出所：Ministry of Finance and Economic Planning (2010).Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

図 VIII-3:起点国・終点国別のテマ通過量



出所：Ministry of Finance and Economic Planning (2010).Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

図 VIII-4:起点国・終点国別のタコラディ通過量

3. 鉄道

鉄道は3路線に分かれる。

- 西線：タコラディークマシ及びアワソ（Awaso）とプレステア（Prestea）の支線
- 中央線：フニヴァレー（Huni Valley）ーコトク（Kotoku）及びカデ（Kade）支線
- 東線：アクラークマシ及びテマへの支線

鉄道のゲージは1,067 mm、最大車輛加重16トン。タコラディー - マンソ（Manso）間30 kmの複線部分を除き、全線単線⁴⁸。

路線は全長947 kmであるが、路線の3分の2は12年間以上利用されておらず、運行を再開するには、全面的に再建設が必要である。残りの3分の1のみが運行可能であり、現在、次のような状況が発生している。

- 内陸への通過交通量が増加している
- 主な貨物顧客（GBC/GMC）が扱い量を増やすとともに資金補助を行っている

運行可能な路線の3分の1は、西線でサービスを提供し（鉱物の輸送専用）、東線は主に首都との間を往復する旅客輸送が中心である。中央線は稀にしか利用されない。西線の貨物サービスが継続したことが、鉄道存続の最大の理由である。ピーク時には、アワソからのボーキサイトを積載した列車2本（236 km）、ンスタ（Nsuta）からのマンガン鉱石を積載した列車6本（60 km）という1日平均8本の貨物積載列車がタコラディー港に輸出用鉱物を輸送する。どちらの鉱物も鉱山で上荷され、港で放下装置により放出される。本書執筆時点では、鉄道の運行は予測不能であり、上に引用したピーク時の数字は達成できない見込みである。ボーキサイトとマンガンのどちらの鉱業会社も、産出量を増やすことを希望しているが、鉄道輸送能力の限界がネックであると報告されている⁴⁹。

ガーナと西アフリカ地域には、鉄道インフラストラクチャーの需要と供給に大きなギャップがある。ガーナでは、古い鉄道路線を修復し、5本の新規路線を開発するという計画があった。一部の鉄道線路では標準ゲージ仕様にグレードアップされ、一部の路線が延長され、アクラーテマ間の一部の駅も現代的設備を導入して修復された。未完成であるが、5本の新規鉄道プロジェクトは、次のように予定されている。①コジョクロム（Kojokrom）経由タコラディーセコンディ郊外鉄道路線の建設、②西鉄道線の建設、③東鉄道線とボアンクラ（Boankra）内陸港の再開発、④アクラーテマ都市圏の路面電車サービスの開発、⑤東回廊マルチモーダル輸送システムの一部としてのテマ - アコンボ（Akosombo）鉄道路線の建設⁵⁰。

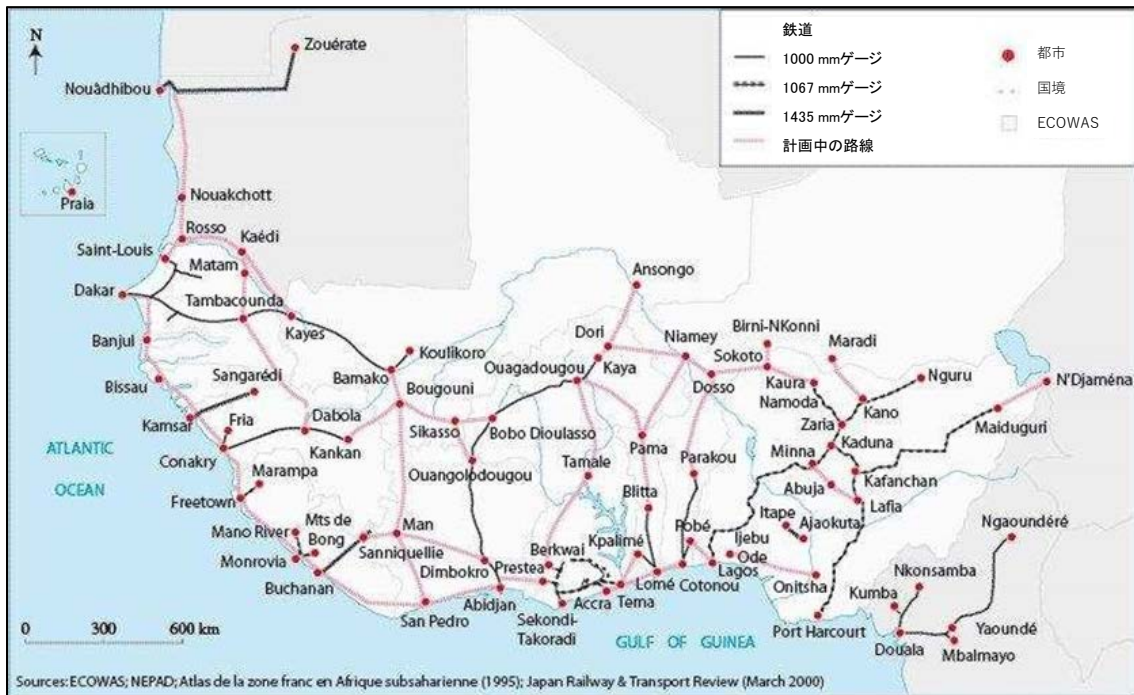
西アフリカ地域内での鉄道網開発計画もあり、地域全体を接続する潜在的可能性もある。しかし、①近隣諸国との共通軌道であること、②諸国間を接続するために計画される部分で、運行に対して採算の取れる需要が存在すること、③長期資金調達条件が満たされること、が必要である。但し、現在、ガーナの鉄道網は西アフリカの他地域と接続されていない⁵¹。

⁴⁸ Ghana Highways Authority, Strategic Plan 2015-2017. Strategic Plan 2015-2017.

⁴⁹ 前掲書。Ministry of Finance and Economic Planning (2010). Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

⁵⁰ Ghana Highways Authority. Strategic Plan 2015-2017.

⁵¹ 前掲書。



出所：Cited from Ministry of Finance and Economic Planning (2010). Integrated Transport for Ghana 2011-2015 Volume One.

図 VIII-5: ECOWAS 内の在来・計画中の鉄道路線

4. 海港

ガーナは急速に西アフリカ地域のための海運ハブになりつつある。ガーナにはアクラから 30 km 東のテマとアクラから 230 km 西のタコラディという 2 つの主要な海港がある⁵²。

(1) テマ港

テマ港には 2 つの埠頭に 12 バースがあり、埠頭の舗装したエプロンの総面積は 2,196 m²である。バース 1 と 2 (埠頭 2) はコンテナ専用ターミナルで、45 トンの船陸間 (STS) トランスファークレーン 3 基と 40 トンのタイヤ式 (RTG) トランスファークレーン 4 基が装備されている。バース 3~11 は多目的バース、バース 12 はクリンカー用バースである。RORO 船用の設備もある。

テマ港にはコンテナ、鉄鋼品、他の普通貨物を保管するための 77,200 m²の舗装区域がある。約 25,049 m²の閉鎖保管区域には 6 庫の倉庫があり、合計 5 万トンの貨物を収納できる。道路網、特に ECOWAS 回廊と結ぶインターモーダル輸送路をさらに開発する大きな潜在能力がある⁵³。

(2) タコラディ港

タコラディ港には、マンガン、ボーキサイト、石油専用のバースに加え、喫水 8.4~10m の 6 バースがある。喫水 5.5~11m のブイがある。また、タコラディ港の保管設備は、閉鎖保管場所が 14 万 m²、開放保管場所が 25 万 m²である。港、道路網、西線の間を結ぶ

⁵² Ghana Highways Authority. Strategic plan 2015-2017.

⁵³ Ministry of Finance and Economic Planning (2010), Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

インターモーダル輸送路をさらに開発する大きな潜在能力がある。鉄道西線はボーキサイトとマンガンの鉱山と港を結んでいる。西線の整備が進んでいないため、輸送（鉱山から港まで）は道路輸送に振り向けられている。

(3) 港湾政策

港湾開発に関する中期政策を以下に挙げる。

- 港湾の拡張を継続し、商品と車の税関手続きを完全に自動化することにより、港湾の使用料と手数料を下げる
- 民間セクターとの協働により、 Tema 港と タコラディ 港の拡張と近代化を継続し、タコラディ港をセコンディまで拡張する
- この地方と周辺における経済活動振興を目的とする拡張の一部として、セコンディに物流センターを建設する
- 民間セクターとの協働により、アクラの ジェームズタウン と ケタ に新港を建設する
- 民間セクターとの協働により、アシャンティ州のボアングラに内陸港を建設する
- 民間セクターとの協働により、ブイペに内陸港を建設する
- ガーナ海運業界における規制機関としての役割を効果的に果たせるよう、ガーナ海運公社の能力を強化する
- 民間セクターとの協働により、近代的フェリーポートを建設することにより、ボルタ川を輸送用主要水路として開発する

5. 空港

ガーナには地方空港 7 カ所と国際空港 1 カ所があり、アクラの コタカ 国際空港 (KIA) から欧州、アジア、北米に向けた定期便が就航し、地方空港としてはクマシ、タマレ、スニヤニ、セコンディ・タコラディがある。KIA からは航空会社約 35 社が国際線・国内線を運航している。航空貨物として輸出するために KIA に届く生鮮農産貨物の量が増加している⁵⁴。

他の輸送インフラストラクチャーとしては、ナブロンゴ、ワ、イエンディに滑走路がある。国の中ほどに位置するボアングラに内陸港を建設する計画がある。アクラ、クマシ、タマレの空港は最近、拡張され、改装された。

新政権は以下の対策により、ガーナの空港を西アフリカ内の国際航空会社及び地域航空会社の航空ハブにしようとしている。

- 民間部門との協働により、近代的で魅力的な航空輸送インフラストラクチャーを提供する
- 航空サービスの安全性と保安を強化するために、実施能力を整備し、制度・政策枠組みを強化する

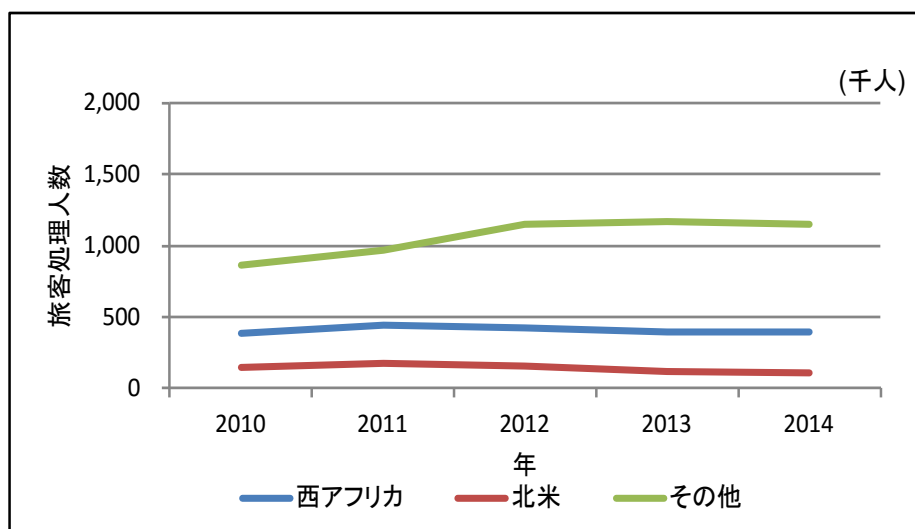
KIA は重要な地域中継点として発展しており、今後さらに発展する可能性がある。最近、西アフリカ地域内の航空交通量が激増し、現在、KIA から以下のアフリカの目的地への

⁵⁴ Ministry of Finance and Economic Planning (2010). Integrated Transport Plan for Ghana 2011-2015 Volume One.

便が運航している—アビジャン、アブジャ、アディスアベバ、バマコ、バンジュール、カサブランカ、コナクリ、ダカール、フリータウン、ヨハネスブルグ、キガリ、ラゴス、ロメ、モンロビア、ナイロビ、ワガドゥグ、トリポリ、ウィントフック⁵⁵。

また、グレーター・アクラ州のニンゴ - プラムプラムに第 2 の国際空港を建設する計画もある。すでに予備設計が行われた⁵⁶。輸送部門への民間投資の機会が豊富に存在する。これには官民パートナーシップに基づき新たな国営航空会社を設立する計画が含まれる。

下図に、ガーナと西アフリカ、北米、その他の世界各地との間の旅客輸送の推移を示す。



出所：Ghana Civil Aviation Authority (2015). International Passenger Statistics.

図 VIII-6: KIA の旅客処理人数 (2010～2014 年)

6. 石油製品

ガーナの石油業界には石油製品の探査、採取、精製、輸送、マーケティングが含まれる。

(1) 石油製品の生産

ガーナは商業ベースで原油を生産しており、2008～2015 年に、主にソルトポンドとジュビリーの油田で年平均 20,948,765 バレルを生産した。ガーナの石油・天然ガス業界は近い将来、経済に重大な影響を与えるものと見込まれる。2015 年のジュビリー油田の 1 日平均生産量は 106,474.8 バレルであった⁵⁷。

⁵⁵ 前掲書。

⁵⁶ Africawatch (2014). Transporting Ghana into the Future.

⁵⁷ Ministry of Finance (2016). End Year Report on the Budget Statement and Economic Policy and of Republic of Ghana, 2015 Financial Year, June.

表 VIII-1:原油生産量 (2008~2015 年)

単位：バレル

年	ソルトポンド油田	ジュビリー油田	合計
2008	213,730	-	213,730
2009	173,444	-	173,444
2010	97,642	1,267,700	1,365,342
2011	75,731	23,757,695	23,833,426
2012	105,464	28,831,136	28,936,600
2013	98,289	36,760,348	36,858,637
2014	97,301	37,201,691	37,298,992
2015	46,630	38,863,317	38,909,947

出典：Energy Commission (2016), Energy Outlooks for Ghana.

原油を国内で精製する方が完成品を輸入するよりもコストが低い。しかし、唯一の製油所であるテマ製油所 (TOR) の設備稼働率は、最低限の稼働率 70% と比較し、2011 年の約 64% から、2015 年にはわずか約 3.1% にまで低下した。ここにはガーナでの製油所建設を検討する投資家にとり、大きなビジネスチャンスがある。

表 VIII-2:精製石油製品生産量 (2006~2015 年)

単位：千トン

製品	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
LPG	35.8	67.3	54.6	14.0	31.6	44.6	26.8	25.6	3.3	2.0
ガソリン	294.4	493	391.2	135.0	337.7	344.3	157.7	167.3	40.4	31.8
ケロシン	65.1	122	168.6	48.7	71.0	52.6	21.1	14.6	4.5	0.2
ATK	46.2	65.8	21.3	1.3	116.7	116.1	47.6	59.8	9.4	18.2
軽油	294.2	398.2	360.5	102.8	292.6	309.8	121.5	113.3	27.8	28
燃料油	155.5	48.7	225.4	25.3	96.8	90.6	79.2	43.5	43.7	8.9
合計	891.3	1,194.90	1,221.50	327.1	946.4	958.0	454.0	424.2	129.2	89.1

注：四捨五入により、各項目の和が合計と異なる場合がある。

出典：Energy Commission, 2016 from TOR 2016.

(2) 石油製品の輸出入量

石油とガスの発見は、ガーナに原油輸入のための外国為替需要を減らし、輸出所得を大幅に拡大するための機会を与える。ガーナの原油輸出量は、特に商業ベースでのジュビリー油田からの生産量により、2011 年以来、大幅に増加した。また、下表に示すのと同じ理由により、同期間内に原油輸入量も大幅に減少した。

表 VIII-3:原油輸出入量 (2006~2013 年)

年	輸出量 (バレル)	輸入量 (千トン)
2006	160,457	1,712.80
2007	189,378	2,053.70
2008	213,730	1,975.80
2009	173,444	982.80
2010	97,642	1,661.60
2011	24,731,475	1,531.60
2012	26,430,934	1,209.50
2013	36,048,290	1,302.30

出典：Energy Commission (2014), National Energy Statistics

表 VIII-4:国産石油製品の輸出入量 (2013~2015 年)

単位：千トン

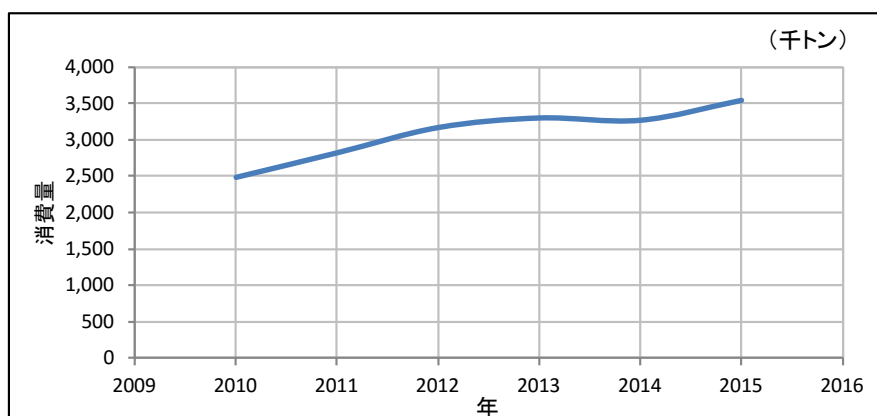
石油製品	2013			2014			2015		
	製品	輸入量	輸出量	製品	輸入量	輸出量	製品	輸入量	輸出量
LPG	25.3	203.9	0	3.3	236.4	0	2.0	197.7	0
ガソリン	167.3	1,017.0	36	40.4	1,254.0	10.2	31.8	1,182.0	9.9
ケロシン	14.6	0	0	4.5	0	0	0.2	0	0
ATK	59.8	41.4	122.3	9.4	112.4	105.6	18.2	109.1	101.9
軽油/ディーゼル	113.3	1,639.0	51.8	27.8	1,742.0	10.8	28.0	2161.0	10.3
残留油	43.5	44.3	3.7	43.7	48.6	0	8.9	0	0
合計	424.2	2,946.0	213.8	129.2	3,394.0	126.6	89.1	3,650	122.1

注：四捨五入により、各項目の和が合計と異なる場合がある。

出典：Energy Outlooks for Ghana 2015, Energy Commission.

(3) 石油製品の消費

ガーナのエネルギー委員会の統計値 (2016 年) によれば、2010~2015 年に平均 3,101.38 千トンの石油製品が消費され、安定して増加し続けている。石油製品を消費する主な産業セクターは、一般世帯、商業、サービス業、農業、漁業、製造業である。



出所：Energy Commission (2016).

図 VIII-7:石油消費量 (2010~2015 年)

表 VIII-5:2017 年 3 月 16 日現在の石油価格指数

説明	2017 年 3 月 16 日に有効な PBU (2017 年 2 月 27 日~3 月 11 日の平均値)	2017 年 4 月 1 日に有効な PBU 推定値 (2017 年 3 月 12 日~3 月 26 日の平均値)	変化率 (%)
ガーナ銀行 FX レート (GH¢/US\$)	4.5357	4.5664	0.68%
原油 (US\$/BBL)	53.77	50.32	-6.41%
石油 (US\$/MT)	530.63	499.38	-5.89%
軽油 (US\$/MT)	472.48	446.28	-5.55%
LPG (US\$/MT)	423.00	407.35	-3.70%

注：PBU - 価格構成

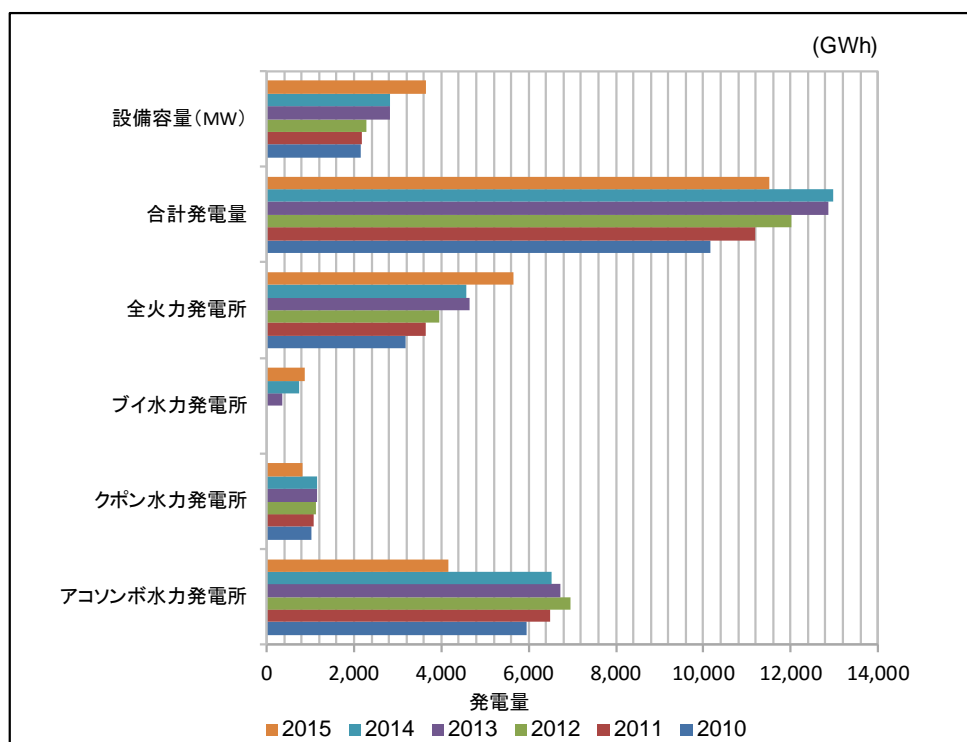
出所：National Petroleum Authority (2017). <http://www.npa.gov.gh/>

7. 電力

(1) 全国電力系統の設備容量

電力サブセクターは2010年から2015年では、年平均370百万セディの経済規模であり、GDPの0.5%を占めている⁵⁸。発電には水力、火力、太陽熱、風力、潮汐力など、さまざまな電源が使われている。しかし、全国電力系統の主な電源は水力と火力である⁵⁹。

2015年の全国電力供給量は設備容量3,656MWで、2014年の2,831MWから増加した。2015年の発電量は合計11,492GWh、2014年は12,963GWhであった⁶⁰。



出所：Energy Commission (2016). Energy Outlooks for Ghana.

図 VIII-8:発電所別の発電量

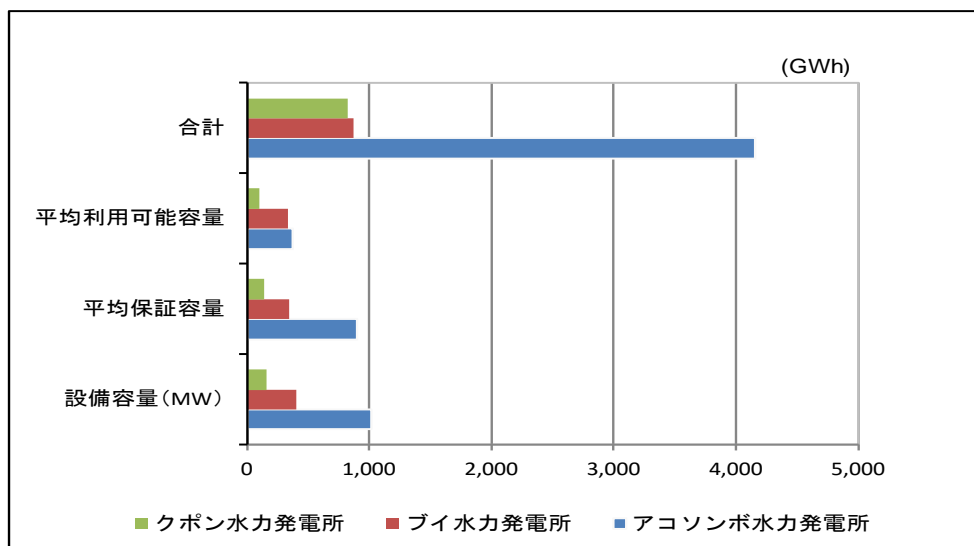
水力発電はガーナで最大の電源である。2010年に水力発電は全国発電量の68.8%を占めたが、2012年に67.1%、2014年に64.7%と、比率が徐々に低下し、2015年には50.9%まで低下した。主な原因はアコソンボ(Akosombo)ダムとポン(Kpong)ダムの水位低下である。アコソンボは設備容量4,156GWh(1,020MW)のガーナ最大の水力発電所であり、次いでプイ発電所が設備容量870GWh(400MW)、ポン(Kpong)発電所が設備容量819GWh(160MW)である。このほか、VRA太陽光発電が行われている(設備容量2.5MW)⁶¹。

⁵⁸ Ghana Statistical Service (2016). Gross Domestic Products.

⁵⁹ Energy Commission (2016). Energy Outlooks for Ghana.

⁶⁰ 前掲書。

⁶¹ 前掲書。

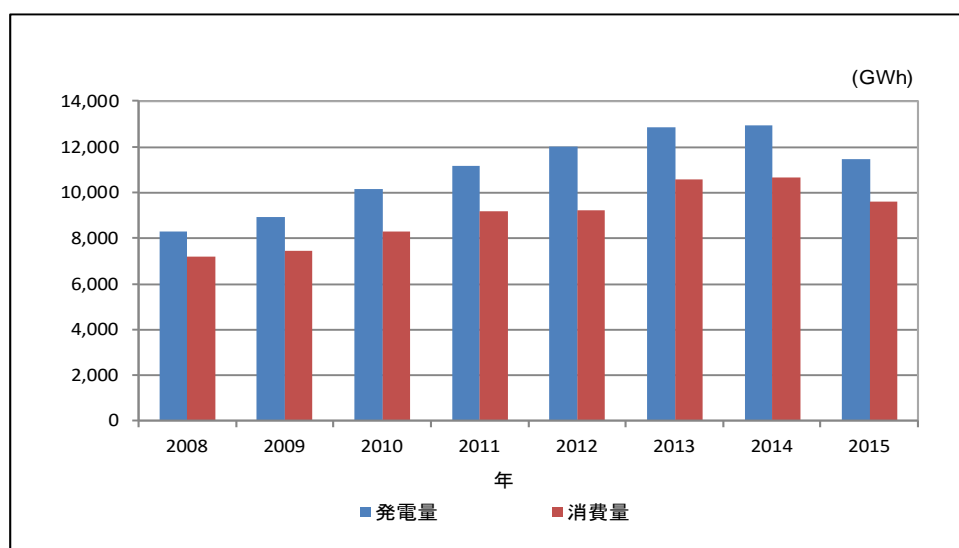


出所：Energy Commission (2016). Energy Outlooks for Ghana.

図 VIII-9: 2015年12月現在稼働可能な系統水力発電設備容量

(2) 生産量と消費量

電力生産量（発電量）では、2008～2015年の間に年平均11,000 GWhが生産（発電）されている。2015年に総送電量に利用可能な合計発電量は、2014年の13,071 GWh、2013年の12,927 GWhと比較し、わずか11,692 GWhであった。すなわち、2014年から1,379 GWh（約12%）、2013年から1,235 GWh（約11%）の減少である。全国への純系統発電量⁶²は、2014年の12,906 GWhに対し、11,678 GWhであった⁶³。



出所：Energy Commission (2016). Energy Statistics 2016.

図 VIII-10: 発電量と消費量

⁶² 純系統送電量は実際の発電量とロス之差を表す。従って、11,692 GWhからネットで11,678 GWhが系統を通じて送電された（14 GWhのロス）。

⁶³ Energy Commission (2016). Energy Outlooks for Ghana; National Energy Statistics Report 2014.

大部分の発電量が国内で消費されるが、一部はコートジボワール、ベナン、トーゴ、ブルキナファソなどの近隣諸国に輸出される。平均すると、年間発電量の 82.4% がガーナ国内で消費されている⁶⁴。

(3) 電気料金

2016 年策定のエンドユーザー料金及び送配電手数料を下表に示す。これは次回公益事業規制委員会 (Public Utilities Regulatory Commission: PURC) による見直しが行われるまで有効である。現在電気料金は 2011 年 2 月 25 日の官報第 15 号で公布された自動補正 (スライド制) 計算式に従い補正される。

表 VIII-6:2016 年 7 月 1 日現在の世帯向け以外の電気料金

分類	料金
0～300 kWh	0.9679 GH¢/kWh
301～600 kWh	1.0299 GH¢/kWh
601 kWh 以上	1.6251 GH¢/kWh
送配電手数料	1.05529 GH¢/月

出所：PURC (2016). Ghana Gazette 12th August 2016

http://www.purc.com.gh/purc/sites/default/files/3rdquartertariff_2016.pdf

(4) 主な電力分野での開発計画

2020 年までに発電量の 10% まで再生可能エネルギーの比率を上げるという中期目標に向け、以下の再生可能エネルギー・プロジェクトを計画している。

- 98 郡での ICT 学習促進を目的とするオフグリッドの小学校へのスタンドアロン太陽光発電システムの設置
- 遠隔地集落を対象とするエネルギー供給センター 25 カ所での太陽光発電システム設置及びソーラー街灯 65 基の設置
- 全国に 5 万台のソーラーランタンを配布するソーラーランタン推進プログラムの継続
- クリーンな料理用コンロのためのガーナ同盟を通じた 10 万台以上の改良型薪・炭コンロの全国配布
- アッパー・イースト州のガルー (Garu) - テンパネ (Tempane) 地区で地方 LPG 推進プログラムが開始された。このプログラムでは、2014 年にパイロット試験として、10 州 10 郡で 2 万 kg 以上のシリンダーを地方に配布することを目指す。
- プワルグ (Pwalugu) とジュアレ (Juale) における 120MW の小水力発電プロジェクトの建設、グリッドへの統合。フィージビリティスタディ実施中

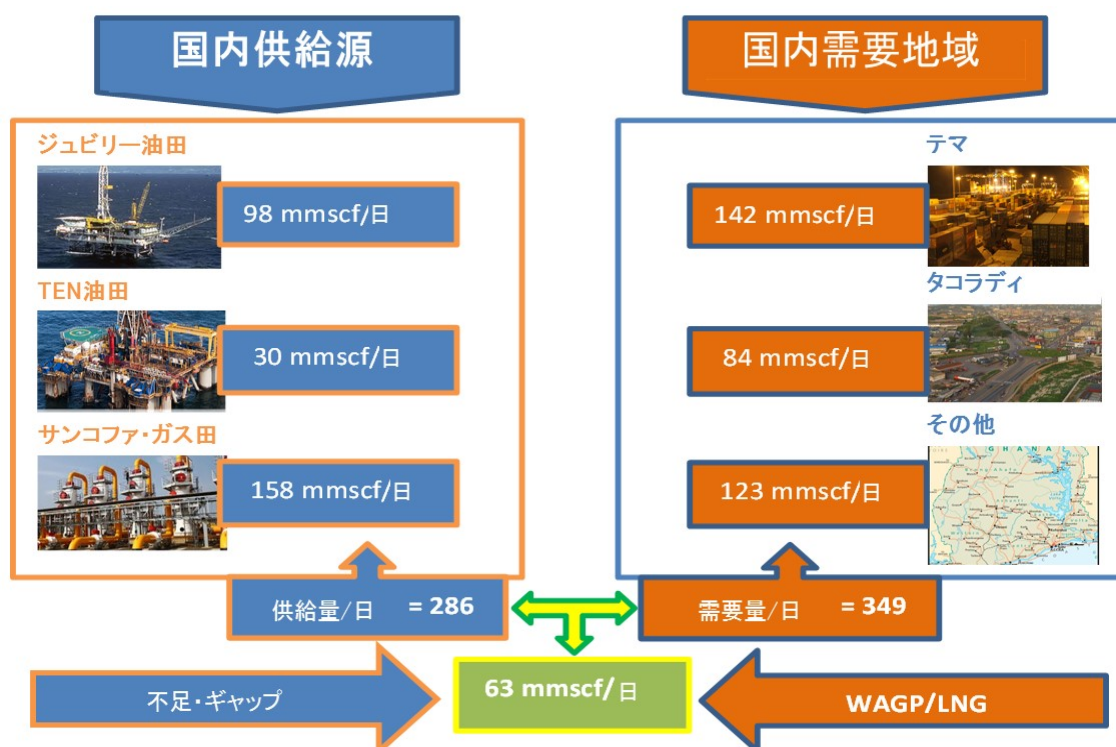
8. ガス

液化天然ガス (LNG) を含む天然ガスの価格決定の枠組みとしてガーナ政府はガス価格に関する政策が策定・承認された。また、LNG インフラストラクチャー開発プロジェクトが開始された。2014 年には、予想される発電用ガス供給量不足を解消するために、ガ

⁶⁴ Energy Commission (2016). Energy Outlooks for Ghana.

一ナでの LNG 施設の建設、運用、保守に関する基礎作りの枠組みが策定されることになった。

2015 年の合計ガスフローは 46,911,854 MMBtu (46,912 mmscf) であった。これは前年のほぼ倍である。約 44%がナイジェリアから西アフリカガスパイプライン (West African Gas Pipeline: WAGP) を通じて供給され (2014 年は 95.4%)、残り 56%はアトゥアボ・ガス処理プラント (Atuabo gas processing plant) から供給された (2014 年は 4.6%)。但し、2014 年の合計ガスフローは 23,633,724 MMBtu (23,631 mmscf) であった⁶⁵。



出所：Energy Commission (2016)のデータに基づき作成。Energy Outlook for Ghana.

図 VIII-11:国内ガス一日需給量

9. 水

(1) 上水道普及率と料金

ガーナ水道公社 (Ghana Water Company Limited: GWCL) は、2013 年から 2015 年に全国の上水道普及率を 64%から 77%に改善した。ガーナ保健サービス局とガーナ統計局による人口統計・保健調査報告書によれば、2014 年時点で、ガーナの都市住民の 43%が飲料水の供給源として袋入りの水に頼り、地方住民の約 41%が飲料水の供給源として掘り抜き井戸や穿孔井 (borehole) に頼っている⁶⁶。

PURC は 2016 年 6 月 28 日に GWCL により徴収される水道料金を承認し、官報で公布した。また、水道料金は 2011 年 2 月 25 日の官報第 15 号で公布された自動補正 (スライド制) 計算式に従い補正される。

⁶⁵ 前掲書。

⁶⁶ Ghana Water Company Limited Report on February 2016.

表 VIII-7:水道料金

月間水道料金分類 (1 m ³ あたり)	料金 GH¢/m ³
商用	8.3602
製造業用	10.07
特別商用	50.79

注： 特別商用は、水を瓶詰めにして再販売するための主な原料として GWCL の処理水を使う大量購入向け。

出所：PURC (2016).Ghana Gazette 12th August 2016, http://www.purc.com.gh/purc/sites/default/files/3rdquartertariff_2016.pdf

(2) 上水道整備プロジェクト

GWCL は長年、全国各地の都市水道システムの大掛かりな拡張・改修工事を行ってきた。政府は全国の都市水道システムの改修・拡張のための資金を確保している。これら都市水道拡張プロジェクトの一部を以下に挙げる。

- クマウ (Kumawu)、クワフ・リッジ (Kwahu Ridge)、コノンゴ (Konongo) 水道プロジェクト
- ワ (Wa) 水道プロジェクト
- セキエレ・ヘマン (Sekyere Hemang) —セコンディ/タコラディ (Secondi/Takoradi) —アボアジェ (Aboadze) 火力発電所水道接続プロジェクト
- アッパー・イースト州水道プロジェクト

(3) 都市給水セクターに関する投資要件

現在、都市給水プロジェクトのための資金源は、外部機関が年間約 3,500 万米ドル、ガーナ政府の年間予算が約 200 万米ドルで、主に水の販売により国内で発生する資金が合計で年間約 300 万米ドルである。

2016 年以来、これらの資金源からの平均流入額は、普及率 85% というミレニアム開発目標の達成に必要なレベルのわずか約 40% に過ぎない。望ましい上水道普及率を達成するには、水道部門のインフラストラクチャー整備に年間 1 億米ドルの投資が必要である。

現在の都市水道普及率を 2025 年までに全国で 100% まで引き上げるために、飲料水供給に対して約 20 億米ドルの投資が必要である (戦略的投資計画)。上水道プロジェクト計画を下表に示す。

表 VIII-8:都市上水道プロジェクト計画

S/N	プロジェクト名	資金配分機関	施設能力
1	Earthwater Megashed Water Project	米国の資金源 (BOOT 契約)	10MGD - 60MGD
2	Kpong - Accra Water Purchase Project	未確認	200,000m ³ /d (44MGD)
3	Kpong-Tema Project (Industrial Water Project)	ABN アムロ銀行	30,000m ³ /d (6.6MGD)
4	Kpong-Tema Project (Industrial Water Project)	未確認	30,000m ³ /d (6.6MGD)
5	Asutsuare-Tema-Accra Water Project	マッコーリー・グループ、 ABN アムロ銀行	44MDG
6	Sogakope-Lome Water Project	アフリカ開発銀行	40MGD-70MDG
7	Agordome Water Supply Project	米国輸出入銀行	20,000m ³ /d (4.4MGD)
8	Assin Fosu Water Supply Project	米国輸出入銀行	8,000m ³ /d (1.76MGD)
9	Sekondi-Takoradi Water Supply Rehab & Expansion Project	中国輸出入銀行	100,000m ³ /d (22MGD)
10	Essiama Enclave Water Supply Project	中国輸出入銀行	50,000 M ³ /d (11MGD)
11	Techiman Water Supply Rehab & Expansion Project	韓国輸出入銀行/米国輸出入銀行	10,500m ³ /d (2.31MGD)
12	Sunyani Water Supply Project	中国輸出入銀行	44,000m ³ /d(9.68MGD)
13	Yendi, Salaga, Buipe Water Supply Rehab & Expansion Project	イスラエル、ハポアリム銀行	12,960m ³ /d (2.85MGD)
14	Damongo Water Supply Project	スペイン・プロトコル	10,500m ³ /d (2.31MGD)
15	Rehab and Expansion of Ten Existing Water Systems Project	中国輸出入銀行	-
16	Mobile Treatment Plant Project	未確認	113636m ³ /d (25 MGD)
17	Feasibility study on Replacement & Renewals of Distribution systems in cities of Ghana	中国輸出入銀行	-
18	Nationwide Rehabilitation of GWCL Systems	世界銀行	-
19	Water Network Management Enhancement Project	オーストリアから資金調達	-
20	Solar-Powered Back-up Project for 15 water Systems	未確認	-

出所 : GWCL (2016). Annual Report.

第 IX 章： 投資促進機関・組織

1. 関連する省、機関、その他の投資促進関連組織

以下の省、組織、機関が投資促進について責任を負っている。

表 IX-1:投資促進について責任を負う主な省、組織、機関

組織名	住所	電話	ウェブサイト・Eメール
ガーナ投資促進センター Ghana Investment Promotion Centre (GIPC)	Head Office Public Service Commission Building Ministries, Accra P. O. Box M193, Accra	+233 302 665125-9	Website: http://www.gipcghana.com E-mail: info@gipcghana.com
ガーナフリーゾーン理事会 Ghana Free Zones Board (GFZB)	Ghana Free Zones Board 5th Link Rd, East Cantonments Accra Postal Address P.O. Box M626, Accra	+233 302 780535 +233 302 785037 +233 242 174534	Website: http://www.gfzb.com.gh/index.php E-Mail: info@gfzb.gov.gh
財務省 Ministry of Finance	28th February Road, P. O. Box M40, Accra	+233 302 665132	Website: http://www.mofep.gov.gh/ E-mail: info@mofep.gov.gh
貿易産業省 Ministry of Trade and Industry	Ministry of Trade and Industry Administrative Office Ministries Accra	+233 302 686528 +233 302 686525	Website: http://moti.gov.gh/ E-mail: motichief@moti.gov.gh
ガーナ歳入庁（内国税部） Ghana Revenue Authority (Domestic Tax Revenue Division)	Off Starlets' 91 road Near Accra Sports Stadium P.O. Box 2202 Accra	+233 302 675701-10 +233 302 686106 +233 302 684363	Website: http://gra.gov.gh/ E-mail: info@gra.gov.gh
環境保護庁 Environmental Protection Agency	P.O. Box M.326 Accra, GR	+233 302 664697 +233 302 664698 +233 302 662690	Website: http://www.epa.gov.gh/epa/ E-mail: info@epa.gov.gh
ガーナ移民局 Ghana Immigration Service	Headquarters off Ako Adjei overpass Independence Avenue, Accra	+233 302 258250	Website: http://www.ghanaimmigration.org/ E-mail: info@ghanaimmigration.org
ガーナ標準規格機構 Ghana Standards Authority	The Executive Director Ghana Standards Authority P.O. Box MB 245 Accra	+233 302 500065-6 +233 302 506992-6	Website: www.gsa.gov.gh/ E-mail: info@gsa.gov.gh
食品医薬品庁 Food and Drugs Authority	No. 17 Indian Ocean Street, Nelson Mandela Avenue South Legon Commercial Area, Shiashie, Accra	+233 302 233200 +233 302 235100	Website: http://www.fdaghana.gov.gh/ E-mail: fda@fdaghana.gov.gh
ガーナ観光庁 Ghana Tourism Authority	Ghana Tourism Authority - Head Office P. O. Box GP 3106, Accra	+233 302 682601	Website: http://touringghana.com E-mail: gtb@africaonline.com.gh
鉱物委員会 Minerals Commission	Minerals Commission / Inspectorate Division P. O. Box M248, 9 Switchback Road Residential Area, Cantonments, Accra	+233 302 772783	Website: http://www.ghana-mining.org/GhanaIMS/ E-mail: mincomhq@gmail.com

組織名	住所	電話	ウェブサイト・Eメール
石油委員会 Petroleum Commission	Petroleum Commission Head Office Plot No. 4A, George Bush Highway, Accra P.O. Box CT 228 Cantonments, Accra	+233 302 953392-3	Website: http://www.petrocom.gov.gh/index.html E-mail: info@petrocomm.gov.gh
通信省 Ministry of Communication	Ministry of Communications P.O.Box M38 Accra	+233 302 666465	Website: http://www.moc.gov.gh/ E-mail: info@moc.gov.gh
国家通信庁 National Communications Authority	P.O. Box CT 1568, Cantonments, Accra	+233 302 776621 +233 302 771701 +233 302 762823	Website: http://www.nca.org.gh/ E-mail: info@nca.org.gh
登記局 Registrar General's Department	Registrar General's Department P.O.Box 118, Accra	+233 302 664691-3	Website: http://rgd.gov.gh/ E-mail: info@rgd.gov.gh
ガーナ輸出促進庁 Ghana Export Promotion Authority	Head Office Republic House Annex Tudu, Accra P.O. Box M146, Accra	+ 233 302 689889 + 233 302 683153	Website: http://www.gepaghana.org/ E-mail: gepa@gepaghana.org
ガーナ輸出貿易情報センター Ghana Export Trade Information Centre	6th Avenue Ridge Opposite Cedi House Ambassadorial Enclave P.O. Box M146, Accra	+233 302 675234-4	非該当
公共事業規制委員会 Public Utility Regulatory Commission	No. 51 Liberation Road, Ridge, Accra P.O. Box CT 3095 Cantonments, Accra	+233 302 244181-3 +233 302 240046	Website: www.purc.com.gh E-mail: info@purc.com.gh
ガーナ水道公社 Ghana Water Company Limited	Head Office 28th February Road Post Office Box M 194, Accra	+233 0302 774011	Website: www.gwcl.com.gh E-mail: info@gwcl.com.gh
ガーナ在外使節団 (日本ではガーナ大使館) 貿易担当 Trade Desks of Ghana Missions Abroad (Ghana Embassy in Japan)	〒106-0031 東京都港区西麻布 1-5-21	+81 3 5410 8631-3	Website: http://www.ghanaembassy.or.jp/ E-mail: mission@ghanaembassy.or.jp

2. 民間セクター団体、業界団体

企業の活動を支援し、政府の産業政策の推進を手助けをするさまざまな民間セクター団体、業界団体が存在する。

表 IX-2:民間セクター団体、業界団体

組織名	住所	電話	ウェブサイト・Eメール
ガーナ産業協会 Association of Ghana Industries (AGI)	Directorate Chief Executive Officer (CEO) Association of Ghana Industries 2nd Floor, Addison House Trade Fair Centre, La-Accra P.O. Box AN-8624 Accra North	+233 302 779023 +233 302 779024	Website: http://www.agighana.org/ E-mail: agi@agighana.org
民間企業連合 Private Enterprise Federation	No. 7 Prempeh II Street Green Hill, GIMPA - Accra Near The GIMPA Law School Greater Accra	+233 302 974983 +233 302 424522	Website: http://pef.org.gh E-mail: info@pef.org.gh

組織名	住所	電話	ウェブサイト・Eメール
ガーナ商工会議所 Ghana Chamber of Commerce and Industry	National Secretariat Ghana Chamber of Commerce & Industry 1 st Floor, World Trade Centre, Opp. Children's Park, National Theatre, Accra P.O Box 2325, Accra	+233 302 662860	Website: www.ghanachamber.org/ E-mail: info@ghanachamber.org
鉱業会議所 Chamber of Mines	Number 22 Sir Arku Korsah Road, Airport Residential Area, Accra P. O. Box 991, Accra	+233 302 760652 +233 302 761392 +233 302 761893	Website: http://ghanachamberofmines.org/ E-mail: chamber@ghanachamberofmines.org
ガーナ輸出業者協会 連合 Federation of Associations of Ghanaian Exporters	1 st Floor Addison House, Trade Fair - La, Accra, Ghana. P.O. Box M124, Accra, Ghana.	+233 302 766 176 +233 302 766 257 +233 302 766 846	Website: http://fageportal.com/ E-mail: fageghana@gmail.com
ガーナ雇用者協会 Ghana Employers' Association	State Enterprises Commission Building (Ground Floor) P.O. Box GP 2616, Accra Ghana	+233 302 678455 +233 302 678449	Website: http://www.ghanaemployers.com/ E-mail: gea@ghanaemployers.com
ガーナ銀行家協会 Ghana Association of Bankers	Accra Central, 5 th Floor Accra financial Centre.Near Cedi House P. O Box 41, Accra Central Greater Accra	+233 302 670629 +233 302 667138	Website: http://gab.com.gh/20/contact-information E-mail: info@gab.com.gh
ガーナ電気通信業者 会議所 Ghana Chamber of Telecommunications	F84/8 Aborlebu Crescent North Labone, Accra P.O. Box GP 453, Accra	+233 302730500	Website: http://telecomschamber.org/ E-mail: info@telecomschamber.org
ガーナ穀物審議会 Ghana Grains Council	Premises B8, Business Plaza, First Floor A&C Square, 14 Jungle Road, East Legon	+233 307 021091	Website: www.ghanagrainscouncil.org/ E-mail: info@ghanagrainscouncil.org
ガーナ果実加工・販 売業者協会 Fruit Processors and Marketers Association of Ghana	P.O. Box GP 1833 Accra	+233 302 928423	Website: http://fpmag.org/ E-mail: erofrah@gmail.com

付録：JICAによる民間セクター連携事業

JICA では民間セクターの開発途上国の開発ニーズと我が国の企業の製品・技術とのマッチングを支援している。主に進出希望先に関する情報収集、事業構築に向けた実証実験等に係る資金支援を行う。

	基礎調査	案件化調査	普及・実証事業	途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査 ⁶⁷	民間技術普及促進事業
事業形態	途上国に直接進出に向けて、情報収集、事業計画立案を支援する、補助金事業。	途上国における自社製品・技術等と現地ニーズの検証を行い、ODA事業に活用するための情報収集・事業計画立案支援を行う、補助金事業。	自社製品・技術の有効性を実証・普及方法検討のための調査費用の補助。	貧困層(低所得者層)向けビジネスを開発・展開するために、基礎情報収集、事業立案支援を行う、補助金事業。	当該事業採択企業に対する業務委託
対象	中小企業、中小企業団体の一部組合			BOP ビジネス実施を検討する本邦登記法人	提案者は本邦登記法人
経費	1件 850 万円	1件 3,000 万円	1件 1 億円を上限	1件 5,000 万円(中小企業の場合 2,000 万円を上限とすることとも可)	上限 2 千万円
実施期間	数か月～1 年程度	数か月～1 年程度	1～3 年程度	最大 3 年	2 年以内
負担経費	旅費、管理費、外部人材活用費	旅費、機材購入費、製品紹介や試用等に要する経費等、本邦受入活動費、管理費、外部人材活用費	旅費、機材購入費、輸送費、実証活動費、本邦受入活動費、管理費、外部人材活用費	旅費、一般業務費、成果品作成費、再委託費、直接人件費等	国内普及促進費、現地普及促進費、機材購入、輸送費、管理費、外部人材活用費

また、途上国において民間企業がインフラ整備等の事業を行う際、民間企業等による融資が困難な事業の場合、海外投融資により JICA がリスクを取って支援を行うことが可能である。海外投融資の概要は以下の通り。

⁶⁷ 旧： 協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進)

概要・条件	
対象国	ODA 対象国
事業内容	当該国政府の開発政策等に沿い、かつ開発効果の高いもの
融資・出資条件	収益性に関し、事業の達成が見込まれ、かつ、既存の金融機関による貸し付け又は出資では事業が成立しないことが認められる場合。事業実施国のカントリーリスクの軽減、民間資金の呼び水効果等、JICA の出融資による付加価値が発揮されることが事業実施に不可欠と判断されること。
融資	
融資割合	原則総事業費の 70%以内
償還期間	長期（原則 20 年以内、最長 25 年）、内据置期間（原則 5 年以内）を想定。
通貨	円建て、ドル建て、現地通貨建て
金利	円建て：固定金利（基準金利：日本国債＋リスクプレミアム）、ドル建て：変動金利（基準金利：USD LIBOR 6M＋リスクプレミアム）
担保	必要に応じて JICA が適格と認める物的担保または保証を徴求する。
出資	
出資比率	出資額の 25%が上限。
退出方針	事前に退出方針を設定し、関係者で合意する。

出所：JICA 民間連携事業部

併せて、協力準備調査（PPP インフラ事業）では、PPP インフラ事業への参画を計画している本邦法人に対して、円借款又は海外投融資を活用したプロジェクト実施を前提して、PPP インフラ事業の基本事業計画を策定するための費用を補助する。上限は 1 件当たり 1 億 5,000 万円（消費税を含む）を上限とし、国家政策上の重要な位置付けにある大型インフラ事業や提案事業の性格上、要請度の高い設計や精緻な需要予測、法制度の変更を伴う事業等、広範から詳細な情報が求められる案件については 3 億円を上限として提案できる。

このほか、アフリカにおける技術系人材育成とインターンを通じた実践的なスキル・知識の習得、アフリカ諸国における日本とのフォーカルポイントとなる人材育成を行う、アフリカの若者のための産業人材育イニシアティブ（ABE イニシアティブ）「修士課程およびインターンシップ」プログラムを実施している。

最新情報、及び詳細については以下を参照。

中小企業海外展開支援事業ホームページ

https://www.jica.go.jp/sme_support/index.html

JICA 民間連携ウェブサイト

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/index.html



Location **Public Services Commission Building
Ministries, Accra**

Mail P. O. Box M193
Ministries,
Accra, Ghana

Tel +233 302 665 125-9

Fax +233 302 663 801

Email info@gipcghana.com

Web www.gipcghana.com